

第100回定時総代会議案

報告事項	I. 2021年度事業報告の件……………	1頁
	II. 2021年度貸借対照表、損益計算書及び 基金等変動計算書報告の件……………	37頁
	III. 相互会社制度運営報告の件……………	54頁
決議事項		
第1号議案	2021年度剰余金処分案承認の件……………	58頁
第2号議案	社員配当準備金分配の件……………	59頁
第3号議案	総代候補者選考委員11名選任の件……………	72頁
第4号議案	取締役11名選任の件……………	74頁
第5号議案	監査役1名選任の件……………	80頁

(添付書類)

報告事項 I. 2021年度事業報告の件

2021年度

2021年4月 1日から 2022年3月31日まで

 事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当社は生命保険業免許に基づき、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っております。また、生命保険業に付随する業務及び法定他業も行っております。

〔経済情勢と業界動向〕

2021年度の世界経済は、米国をけん引役に新型コロナウイルス感染症による落ち込みからの持ち直しの動きが続いた一方、需要の急回復に対する物流の混乱などの供給制約に加え、ウクライナ情勢の深刻化による資源価格高騰もあり、インフレが深刻化しました。

米国経済は、新型コロナウイルス感染症対策としての前年度からの財政支出の効果が継続するなか、年末頃からは在庫水準の回復を目指す動きも加わって力強い成長となりました。欧州経済は、ワクチン接種の進展が死者数の抑制に繋がり、新型コロナウイルス感染症対策のための制約が緩和されてサービス業が持ち直し、総じて堅調に推移しました。中国経済は、ゼロコロナ政策の維持による強硬な移動制限が個人消費を減速させ、また不動産債務問題による建設需要の押し下げも重しとなって、年度後半にかけて成長ペースが鈍化しました。日本経済は、堅調な海外需要を背景に輸出が増加し、設備投資も製造業を中心に上向くなど持ち直し基調を維持したものの、世界的な半導体不足や供給網の混乱が自動車などの生産に悪影響を及ぼしたほか、年度の大半において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用され、個人消費の低迷が続いたことから、景気回復の動きは限られました。

金融政策については、世界的にインフレが深刻化するなか、欧米の中央銀行が金融政策の正常化に向けて動き始めました。ECB（欧州中央銀行）は10月以降段階的に資産買入ペースを減速し、資産買入を終了した後に利上げを行う方針を示しました。FRB（米連邦準備理事会）は3月に量的緩和政策を終了した上で0.25%の利上げを実施し、今後も利

上げを継続する方針を示しました。一方、日本銀行はイールドカーブ・コントロールを継続し、10年国債利回りが変動許容幅の上限である0.25%程度に迫る局面では指値オペを実施して金利上昇を抑え込み、金融緩和を継続する姿勢を明確に示しました。

金融資本市場について、長期金利の指標となる10年日本国債利回りは、年末まで概ね0.1%を下回る水準で推移しましたが、年明け後は欧米における金融政策正常化に伴う長期金利上昇の影響から一時0.25%まで上昇しました。その後、指値オペを受けてやや低下し、期末は0.21%となりました。株価については、緊急事態宣言の発令などに伴う企業業績の悪化懸念から夏場にかけてやや軟調に推移しましたが、9月上旬には、自民党総裁選挙に向けた次期政権による経済対策への期待などから日経平均株価は3万円台に急上昇し、1990年8月以来31年ぶりの高値をつけました。しかし、年度終盤は米国の急激な金融引き締めへの警戒感に加えロシアによるウクライナ侵攻を受けて一時2万4千円台まで急落するなど不安定な展開となり、前年度末を約1千3百円下回る27,821円で期末を迎えました。為替レートについては、年度前半は110円前後で推移しましたが、その後は米国金利が上昇したことで年末にかけ115円台に上昇しました。1月以降は日米の金融政策の方向性の違いや資源価格高騰による貿易赤字拡大などから円が大幅に売られ、期末は前年度末比約11円の円安・ドル高となる121.64円となりました。

生命保険業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や顧客保護の観点から、保険契約者との対面による手続きが困難な場合であっても保険契約の円滑な継続等に支障を来さないよう、各社において保険料払込猶予期間の延長措置や、新型コロナウイルス感染症に係る保険約款の解釈・適用において柔軟な対応と商品上の必要な措置が引き続き講じられております。また、WEBを活用したオンライン面談ツールや契約申込制度等の導入が進められております。

生命保険協会は、生命保険業界がお客さまの視点に立ち社会から信頼され続けていくため、顧客本位の業務運営のさらなる高度化に向けた取組みとして、2020年12月に実施した「『顧客本位の業務運営』の高度化に資する営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関するアンケート」に関する報告書を4月に公表しました。報告書では、営業職員に係る管理態勢について、経営環境や社会からの期待の変化等を踏まえた不断の検証を行っていくことが重要であるとの認識のもと、本アンケート結果から得られた各社の取組事例等がまとめられております。なお、12月には管理態勢の改善・高度化に向けた取組みや創意工夫を引き続き推進するため、本アンケートのフォローアップアンケートが実施されました。

また、11月には乗合代理店の顧客本位の業務運営の高度化に向けた取組みとして、2022年度より乗合代理店を対象とした「業務品質評価運営」を開始することを公表しました。お客さまにとって理想的な乗合代理店として求められる業務品質評価基準の公表、及び当基準に基づいた調査・評価が実施される予定です。

金融庁は、8月に2021事務年度金融行政方針「コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ」を、9月に保険会社に係るモニタリング方針を補足する位置付けとして「2021年 保険モニタリングレポート」を公表しました。保険会社に関しては、顧客本位の業務運営のさらなる高度化や、持続可能なビジネスモデルの構築、経済価値ベースのソルベンシー規制の着実な検討、サステナブルファイナンスの推進、コーポレートガバナンス改革の推進等の方針が示されております。

顧客本位の業務運営のさらなる高度化については、金融庁は12月に「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、保険募集人等が公的保険制度について適切に理解をし、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことが重要との認識を示しました。

経済価値ベースのソルベンシー規制については、金融庁よりこれまでの検討状況や論点を整理した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」が6月に公表されました。本報告書では、2025年度の規制化に向けた様々な論点を踏まえつつ、フィールドテスト等の分析や関係者との対話を通じて検討を継続していくことが示されております。

また、サステナブルファイナンスについては、2020年12月に金融庁が設置した「サステナブルファイナンス有識者会議」において、サステナブルファイナンスの推進に向けた諸施策についての議論が進められており、6月には「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」が公表されました。報告書では、サステナブルファイナンスは、持続可能な経済社会システムを支えるインフラであり、民間企業が主体的に取り組むとともに、政策的にも推進すべきであると提言されました。引き続き、サステナブルファイナンス推進に向けた議論が進められております。

〔事業の経過〕

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点とする『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、経営及び業務遂行に努めました。

また、「お客さま基点」を实践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、超低金利環境が長期化するなか、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びE R M（統合的リスク管理）の推進に引き続き取り組んでおります。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

当社では、新型コロナウイルス感染症への対応において、「お客さまおよび職員の命を最優先に考えること」及び「われわれの事業活動により感染者が増えていくことは絶対に回避すること」を基本方針として、対策本部の設置及び適時適切な対策を検討・実施しました。

営業活動については、コロナ禍においてこそお客さまに寄り添い、生命保険を提供し続けることを使命と捉え、引き続きデジタルツールを活用した新たな営業活動に取り組みました。2021年3月に導入した募集資料等の電子的送付システムを通じ、4月からは個別のお客さまごとの保険設計書も送付できるようにし、オンライン面談と組み合わせることで、お客さまへのよりパーソナルな情報提供を可能としました。また、7月にはビジネス版のLINEである「LINE WORKS」を導入し、お客さまとの円滑なコミュニケーションを実現しました。さらに、オンライン面談と郵送手続きの組合せにより、保険の提案から申込みに至るまで直接対面せずに手続きを行う取扱いについても、申込可能な契約を拡大しました。今後もコロナ禍におけるお客さまのニーズに応えつつ、「リアル」と「デジタル」を効果的に組み合わせた新たな営業活動を推進してまいります。

なお、医療保険において、新型コロナウイルス感染症等に対する入院見舞給付金の支払額を期間限定で従来の2倍に拡大する「感染症サポートプラス」につきましては、期間満了により1月31日をもって取扱いを終了しました。

お客さまサービスについては、引き続き電話や郵送によるアフターサービス活動を中心に、新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いの案内など、きめ細やかな情報提供により、お客さまの不安解消につながるよう努めました。具体的には、保険金・給付金並びに契約者貸付等の手続きの簡略化及び保険料払込猶予期間の延長を実施しました。保険金・給付金のお支払いについては、災害割増特約等が付加されたご契約に対し、新型コロナウイルス感染症を原因として死亡または高度障害状態に該当した場合、災害割増保険金、災害死亡給付金等の支払対象としてお取扱いしたほか、新型コロナウイルス感染症に罹患し医療機関の満床等により臨時施設や自宅等で療養された場合でも入院給付金等をお支払いするなどの対応を行いました。また、緊急事態宣言の発令を踏まえ、対象地域のご契約で保険料のお払込みが困難なお客さまに対し、お申出により新たに保険料払込猶予期間の延長（最長6ヵ月間）を実施しました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により不安を抱えるお客さまに寄り添った対応に努めてまいります。

② 100周年プロジェクト

2023年11月に創業100周年を迎える当社は、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」（ザ・ミューチュアル）というコンセプトのもと、100周年プロ

プロジェクトに取り組んでおります。「THE MUTUAL」とは、共感・つながり・支えあいをベースとした次の100年に向け進化する次代の“相互扶助”のことです。そして、当社に関わるすべての人のつながりを深め支えあう、真の“相互扶助”を体現する組織を目指す決意でもあります。

この「THE MUTUAL」体現の推進エンジンとして分科会活動を行っております。「NEXT100」の名称のもと、12のテーマで活動を展開しております。テーマの1つに、当社の職員が全国各地の「THE MUTUAL」を探し出し、発信していく「FIND THE MUTUAL」という活動があります。2021年度は高知支社、北九州支社、仙台支社、金沢支社、甲府支社、大分支社、岐阜支社、青森支社の8支社で実施し、各地域での交流を通じて「THE MUTUAL」への想いを新たにしました。また、「すまいる・ぎゃらりー」（全国の特別支援学校生徒の美術作品を内幸町本社ビル地下2階に展示する企画）の作品をデザインとして活用し、子どもたちと社会がつながるお手伝いをさせていただく「THE MUTUAL Art for children」では、おやさいクレヨンを製作し、全国33支社及び本社営業部門で約46,000個を地域の保育園等に寄贈させていただきました。おやさいクレヨンは収穫の際に捨てられてしまう野菜の外葉などを原材料としており、「食材ロスの削減」としてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みの1つです。

こうした取組みをはじめとし、これからの相互扶助をより多くのお客さまや地域の人たちとともに考え発信していくために、100周年特設WEBサイトをリニューアルした「ザ・ミューチュアル100」を8月より始動しました。コンテンツの1つとして、当社の創業記念日である11月22日が「いい夫婦の日」であることにちなんだ「いいWho&Who 思い出エピソードグランプリ2021」を実施しました。「大切な人との間で忘れられない感動の一言」など6テーマでエピソードを募集し、7,636通の応募がありました。

引き続き、次代の“相互扶助”である「THE MUTUAL」を発信し、100周年を迎えたとき、当社に関わるすべての人と共感しあえる会社となることを目指してまいります。

③ 中期経営計画

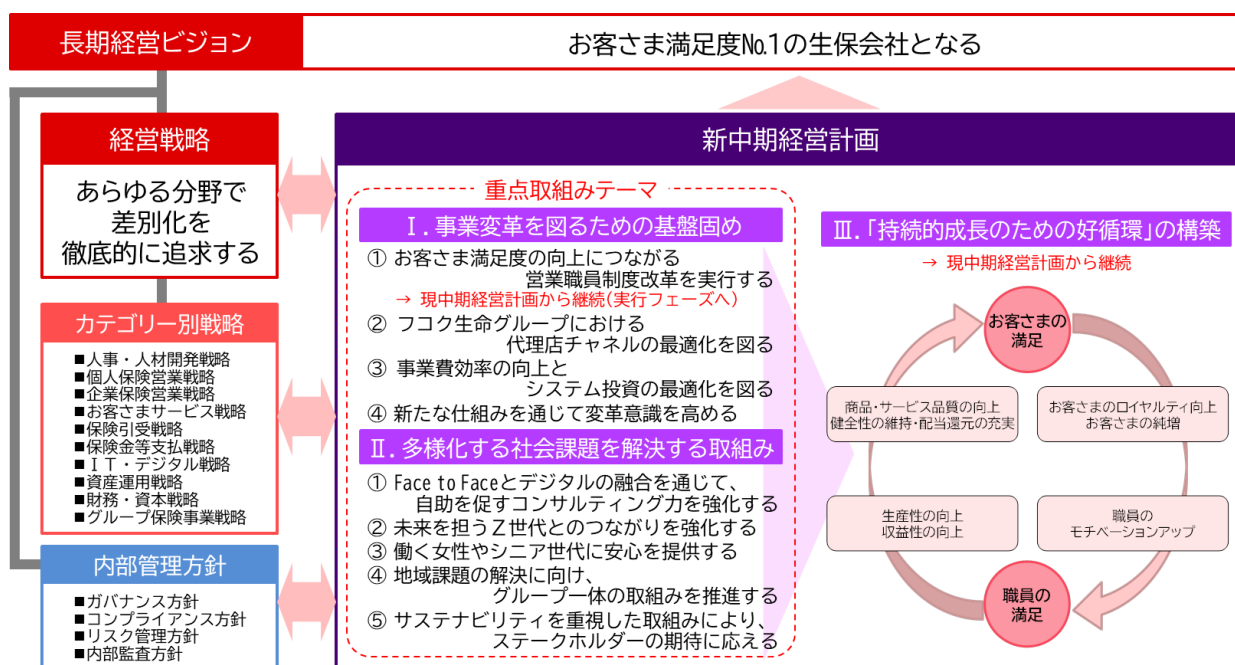
当社は、2019年度から2021年度にかけて「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとする中期経営計画に取り組んでまいりました。ビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」、すなわち従業員満足度の向上がお客さま満足度の向上につながる好循環を作り上げることと、10年後のありたい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現を、2つの主要なテーマとして、テーマを踏まえたアクションプランを策定し、取組みを進めてまいりました。

3年間の取組みの結果、重点取組課題である「従業員満足度の向上」については、職員意識調査における質問項目の多くにおいて回答結果が上昇傾向にあり、様々な取組みの成

果を確認できましたが、満足度は横ばいとなりました。「お客さま満足度の向上」については、ご契約者アンケートにおけるお客さま満足度は向上しましたが、外部調査会社による調査において業界内順位はほぼ変わらず、「持続的成長のための好循環」の構築には課題が残りました。「長期経営ビジョンの実現」に向けた取組みにおいては、ITを活用したお客さまとのコミュニケーションの実現等、新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、想定以上に進捗したアクションプランもありました。

2022年度よりスタートする新中期経営計画では、長期経営ビジョン「お客さま満足度No.1の生保会社となる」と現状とのギャップを埋めるべく、「事業変革を図るための基盤固め」と「多様化する社会課題を解決する取組み」を重点取組みテーマとしました。これらを推進することで、中期経営計画（2019年度～2021年度）から継続して取り組む「『持続的成長のための好循環』の構築」につなげてまいります。

<新中期経営計画（2022年度～2024年度）の全体像>



④ 『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組み

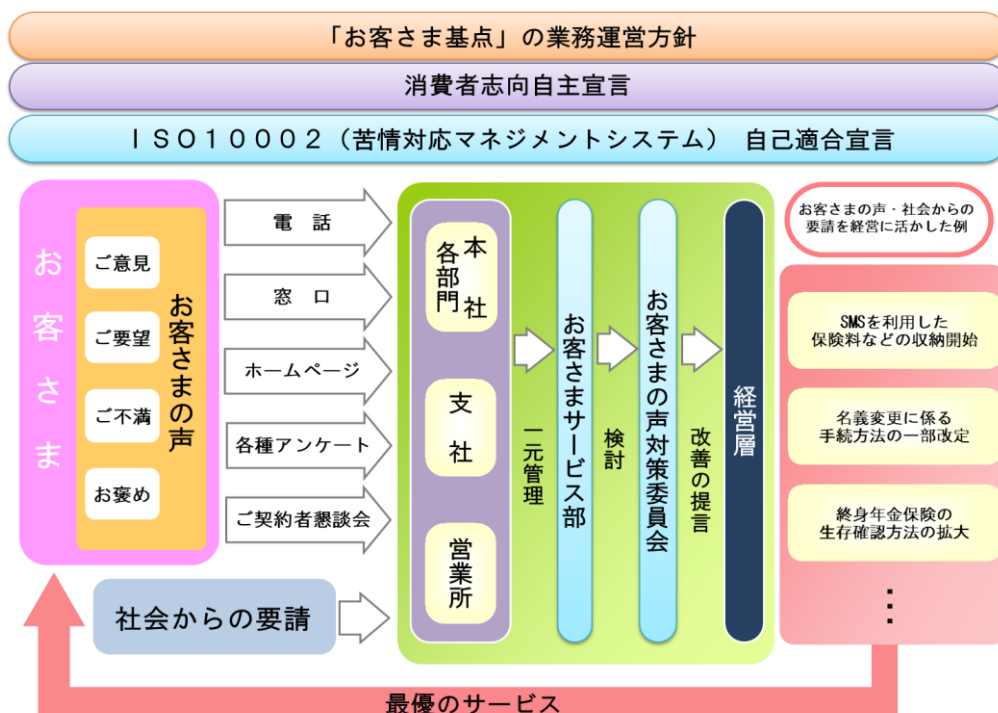
(方針1) 「お客さま基点」の浸透・実践

役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表した行動原則「私たちのお客さま基点」のもと、「お客さま基点」の浸透・実践に取り組んでおります。

「お客さま基点」を最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の「原点」として、いる当社において、最上位の方針と位置づける『「お客さま基点」の業務運営方針』については、毎年振り返りを行っており、6月に取組結果を公表し、社内にも周知徹底を行っております。「お客さま基点」の業務運営の評価指標（KPI）として、中期経営計画の確

認指標であるご契約者アンケートの「他者加入推奨意向」を準用しております。2021年度に実施した調査では、中期経営計画スタート時とほぼ横ばいの結果となりました。今後もより一層、「お客さま基点」の業務運営に努めてまいります。

(方針2) お客さまの「声」を経営改善に活かす取組み



お客さまの「声」や社会からの要請を経営に活かしていくことにより、「お客さま基点」での最優のサービスを提供し、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動に取り組んでおります。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大などを背景にお客さまのニーズにお応えし、かつ利便性向上にも資することができるよう、新たな取組みを実施しました。

まず、4月より保険料などの収納に係る手続きについて、当日払込が可能となるSMS（ショートメッセージサービス）による方法を導入しました。

加えて、8月より名義変更に係る手続きについて、オンライン面談などを活用する方法を導入しました。

さらに、終身年金保険の毎年の年金支払いにあたっては、被保険者の生存確認のために現況届等をご提出いただいておりますが、手続きの負担軽減を求める高齢のお客さまからの声を踏まえ、2022年4月より健康保険証の写しでも可能とすることとしました。

(方針3) お客さまのニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

主契約がなく、特約同士の自由な組み合わせにより保障内容を構築できる主力商品「未来のとびら」を中心に、お客さま一人ひとりのニーズにあわせて必要な保障を必要な分だけ

け確保できるように柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

2021年度は、入院の短期化や治療の多様化など医療分野における環境変化を踏まえて医療保険の抜本的なリニューアルに取り組み、2022年4月に新商品「ワイド・プロテクト」（医療保険（有配当/2022））を発売しました。この商品は、日帰り入院からまとまった金額を支払う一時金方式の給付と、30日を超える入院に対する日額方式の給付を組み合わせた「ハイブリッド型」の入院保障の導入により、短期の入院はもとより入院が長期間に及ぶ場合にも、入院に伴う費用を確実にカバーすることを可能としております。さらに、所定の生活習慣病や女性疾病の「投薬治療」を給付対象とする2つの重症化予防特約を新たに開発するなど、豊富な特約ラインアップにより治療の初期段階から重大疾病の療養に至るまで切れ目のない医療保障を提供します。

商品のご提案にあたっては、携帯情報端末「PlanDo」を活用したFace to Faceによるきめ細やかなコンサルティングセールスを実践しております。「PlanDo」に搭載した提案ツール「ライフコンパス」により、公的保障金額に基づく資産形成や必要保障額のシミュレーションを行いながら、お客さまの状況に即した、根拠ある最適なプランを設計・提案するよう努めております。

1月より、保険引受時の医務査定を一部自動化する「自動引受査定」の仕組みを導入しました。これにより、お客さまがPlanDo端末に告知入力いただいたその場で、引受判断結果を即時提示することが一部可能となりました。お引受けできることをその場でお伝えすることで、以後のお手続きを安心して進めていただけます。今後、自動引受査定対象の拡大に順次取り組んでまいります。

企業保険分野においても、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客さまの多様なニーズに応じた商品・サービスの提案を行っております。

2021年度より、新団体医療保険〔メディカルHOPE〕において、健康経営優良法人の認定を受けた企業に対し配当を上乗せする「健康経営配当」を導入しました。

企業の福利厚生制度のさらなる充実に貢献するため、「健康経営配当」や「フコク生命あんしん健康相談ダイヤル」の提供により、従業員の健康保持・増進や生産性向上への課題解決に向けた支援を行っております。

6月より、企業型確定拠出年金においては、信用金庫から紹介された取引先企業に対し、当社が一貫して制度導入サポートを行う「しんきんの企業型DC」の取扱いを開始しました。信用金庫が平易に案内できるよう、信用金庫業界のマスコット「信ちゃん」を起用した制度概要パンフレット及び解説動画をツールとして作成しました。信用金庫業界と連携することで多くの中小企業の課題解決の一助となれるよう努めてまいります。

（方針4）お客さまへの情報提供の充実

2022年4月の商品改定に伴い、商品パンフレットの大幅改訂を行いました。公的保障を

踏まえた生命保険の考え方や、様々なリスクに関する各種データを、分かりやすく伝えられる内容に刷新し、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）による「見やすいデザイン」認証も取得しました。これを機に、新しい商品パンフレットに基づき、お客さまに対して、より分かりやすい説明ができるよう、お客さまアドバイザーへの体系的な教育にも取り組みました。引き続き、良質な情報提供ができるよう、コンサルティング力の強化を図ってまいります。これらの「商品パンフレット」のほかにも、保険商品に関連する死亡・疾病罹患データなどの情報をご覧いただく資料「データNavi」や「がん基礎知識と解説」などの冊子を通じた情報提供に努めております。

2021年3月に導入した商品パンフレット等の募集資料を電子的に送付するシステムについて、その機能を拡充し、デジタルを活用したお客さまへの多様な情報提供にも努めました。保険募集プロセスでは、4月に保険設計書の電子的送付を開始したのに続き、9月からは「ライフコンパス」の送付も可能とし、お客さまごとのよりパーソナルな情報提供を実現しました。同じく9月には、ご契約者に対するアフターサービスとして、加入されているご契約内容を確認できる「ふれあいレポート」の電子的送付も開始しました。

コロナ禍において開催が難しい対面でのセミナーに代えて、オンラインセミナーも実施しました。7月には支社・営業所のオンラインセミナーを本格導入するとともに、9月以降計3回にわたり、著名人を講師に招いた本社主催の大規模なオンラインセミナーも開催し、お客さまから大変ご好評をいただきました。2022年度以降も継続開催を予定しており、より多くのお客さまへ興味・関心の高い情報を提供してまいります。

ホームページ上での情報提供にも引き続き注力しました。学資保険や主力商品「未来のとびら」の特設サイトに加え、2022年4月の医療保険の改定に伴い、新商品「ワイド・プロテクト」の特設サイトも開設し、動画をはじめとする商品説明や「かんたん保険料試算」など、お客さまにとって有益な情報をお届けしています。また、当社WEBメディア「47Life（よんななライフ）」では、身近な“お金”に関する情報提供として、継続的にコンテンツを拡充しております。

今後も、お客さまアドバイザーを通じた対面での情報提供に加え、デジタルの活用により利便性を高めることで、お客さまに寄り添った多様な情報提供に努めてまいります。

（方針5）お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金のお支払いに至るまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につながるよう取り組んでおります。

お客さまからの申出、解約、保険金・給付金などの手続きを正確かつ迅速に行うこと、及びお客さまに寄り添った定期的なアフターサービス活動を行うことを目的として、重点指標を定めて取り組み、お客さま満足度のさらなる向上に努めております。

また、「ふれあいレポート」の電子的送付などを目的とした携帯電話番号の登録案内、

総合通知の発送時期にあわせたとご契約内容の説明など、お客さま一人ひとりとの接点を確保する「年1回コンタクト」を推進し、質の高いアフターサービス活動に努めております。

ご高齢のお客さまに対しては12月に第二連絡先として登録されたご家族からの照会に対して契約内容等の情報を開示できるよう「ご家族情報登録制度」を改正しました。2022年4月の施行日までを周知期間とし、既に当制度に登録されたお客さまに対する事前説明活動を行いました。

（方針6）お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

低金利環境が続くなかでも安定した収益性を維持するため、自己資本の充実度状況を踏まえ引き続きリスク・テイクを推進する方針のもと、リスク・リターン効率に優れた外国株式や外貨建社債を中心に資金を配分しました。また、収益の上積みを図るため、短期資金を安全性と流動性の高い超長期国債に振り向けました。株式の価格変動リスク及び外貨建資産の為替リスクについては、デリバティブ取引を活用し適切なコントロールに努めました。

収益性の確保という受託者責任を果たしつつ、資産運用を通じて経営理念の一つである「社会への貢献」を実践するための取組みも併せて推進しました。具体的には、発展途上国の気候変動対策を支援する債券や、発行体に対してSDGsの観点から改善を促す「目的を持った対話」を実施する社債ファンドへ投資しました。また、こうした案件のほかにも、持続可能な社会の実現に貢献すべくESG投融資に積極的に取り組みました。

スチュワードシップ活動については、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」を通じて、企業価値の向上や持続的成長に資するべく提言を行いました。

こうした取組みのほか、資産運用のさらなる差別化を図るため、ロンドン・ニューヨーク・シンガポールの資産運用子会社における運用アセットクラスの多様化や、当社グループが十分にカバーしきれていない地域・アセットクラスの運用に係る覚書を締結している海外の資産運用会社3社との関係の強化を通じたグローバルな分散投資の深化に努めました。これらの資産運用会社へのトレーニー派遣や定期的な意見交換などを通じた運用ノウハウの獲得などにより、資産運用力の強化に努めるとともに、資産運用の高度化を実践しうるグローバルな視野を有する人材の育成に取り組んでおります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、残高を積み増してきた内外の株式及び投資信託の配当金や分配金が増加したことや、為替が円安に振れ外貨建公社債の利息を押し上げたことなどから、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比111億円増加の1,683億円と4年連続で過去最高を更新しました。資産運用収支については、株式を中心に有価証券売却益が減少したほか、特別勘定資産運用益が減少したことなどにより、

同62億円減少の1,510億円となりました。

有価証券の含み益については、金利上昇により内外の債券の含み益が減少したことなどから、前年対比1,060億円減少の7,498億円となりました。また、土地の含み益は、同8億円減少の1,473億円となりました。

(方針7) 利益相反の適切な管理

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切な管理を行っております。

投資先企業に対する議決権の行使を含むスチュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと、「スチュワードシップ責任を果たすにあたり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、お客さまの利益を第一として行動しております。

お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、利益相反管理の実効性や透明性を確保するよう引き続き努めてまいります。

(方針8) 「お客さま基点」を实践できる人づくり

創業に込められた「ご契約者本位」という想いを感じ取り、この想いが脈々と受け継がれ、現在の「お客さま基点」という価値観につながっていることを意識し行動できるよう、2021年度においても研修などのさまざまな機会を活用し、創業理念・経営理念のさらなる浸透に努めました。併せて、社長自らが「お客さま基点」への想いを語り、「あらためて、今の自分ができるお客さま基点の行動とは何か」を参加者に考えてもらう場として、「車座ミーティング」を2011年度より実施しております。

さらに、お客さまのご意向を踏まえたコンサルティングのさらなる実践に向け、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進を行うなど、Face to Faceの対面販売を担うお客さまアドバイザーの育成に注力しました。また、お客さま基点を実現するうえでは、職員が生き活きと働きがいをもって自己実現ができる会社である必要があるとの考えのもと、女性活躍をはじめとし、多様な人材が活躍できるようダイバーシティ（多様性）を意識した人づくりに取り組みました。

⑤ コーポレートガバナンスの推進

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しております。取締役・監査役のスキルについての考え方及びスキル・マトリックス、社内の多様性の確保についての考え方・目標などを新

たに「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」へ掲載しました。また、第三者による取締役会の実効性評価を行うなど、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスの実現に努めました。さらに、当社の経営諮問機関である評議員会の開催、オンラインや書面等によるご契約者懇談会の開催により、当社に対する幅広いご意見・ご要望を頂き、経営に活かしております。引き続きコーポレートガバナンス体制の強化に取り組むことで、ご契約者の負託に応え、保険金や給付金等を確実にお支払いするという責務を果たしてまいります。

⑥ リスク管理態勢

当社は、自己資本の充実度を踏まえた適切なリスク・テイクにより利益を確保し、その結果、自己資本の充実度が向上し適切なリスク・テイクが促進される、そのような好循環の実現を目指す高度なERMの考え方のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理を推進しております。

リスク管理については、統合的な管理を行うリスク管理委員会と、保険引受リスクや資産運用リスクなどのリスクに応じた管理を行う6つの下部委員会並びにストレステストやグループリスクに係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会による組織体制としております。

保険引受リスク管理については、引き続き死亡・介護・医療を中心としたリスク・テイクを推進しており、VaR（予想最大損失額）に基づくリスク量が危険差益の範囲内に収まることをカテゴリ別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

資産運用リスク管理については、引き続き自己資本の充実度状況とリスク・リターン効率を踏まえたリスク・テイクを推進しており、VaRに基づくリスク量がリスクバッファの範囲内に収まることをカテゴリ別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

システムリスク管理については、コンピュータシステムの安全稼働を確保するため、システム障害の未然防止と発生時の被害拡大防止及び迅速な復旧対応を行う体制としております。サイバーセキュリティについては、サイバー攻撃に対する専門チームを設置し、攻撃を検知・防御するための技術的対策やサイバー攻撃に備えた訓練などを実施しております。また、定期的に標的型メール攻撃訓練や不審メールに対する注意喚起を行うなど、職員の意識向上を図っております。

大規模災害等のリスク管理については、事業継続計画等を策定し、お客さまへ各種サービスを迅速に提供できる態勢の整備に努めております。気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴う行動ガイドラインの制定や南海トラフ地震において甚大な被害が想定される地域の拠点管理者を対象に研修会を行うなど、新たな課題に対する準備や訓練等も行っております。

世界的に関心が高まっている気候関連リスクについては、地球温暖化及び大規模水害に伴うリスクをエマージング・リスクとして特定し、適切なリスク管理とその高度化に努めております。

主要なリスク管理指標等は、グループベースも含めて四半期毎にリスク管理委員会に報告する態勢としており、同管理態勢及び管理状況についてはリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）に基づき取締役会が確認しております。

世界的金融危機以降、大震災、パンデミックと危機が繰り返し発生する状況にあっても、お客さまからゆるぎない信頼を得るため、当社では「レジリエンス（危機からの回復力）」の強化をERMの重要なテーマの1つとして推進しております。その一環として、2021年度は、新型コロナウイルスよりも毒性の強い新型インフルエンザのパンデミックをテーマにストレステストを実施しました。対処すべき課題の洗い出し及びその対応策について検討し、直ちに実施可能なものについては、新型コロナウイルス感染症対策の1つとして業務運営に反映させております。

⑦ コンプライアンス態勢

創業理念・経営理念の浸透がコンプライアンス態勢のベースであると考え、コンプライアンスを法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通じるとの認識のもと、コンプライアンス態勢を整備・強化しております。

全役職員に対してコンプライアンス・プログラムに基づいた実践的な教育を継続して実施し、さらに、本社並びに支社・営業所での点検・指導の徹底や、各種資格取得の推進などを通して、コンプライアンス意識や知識のさらなる向上を図るとともに、データベースを活用した保険募集における不正検知態勢の強化を図るなど不適正事象の発生防止に努めてまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関しては、10月に新たなシステムを導入するとともに、2月にリスク評価書の見直しを行いました。全役職員に対して教育・知識の一層の浸透を図るなど態勢を整備・強化することで、引き続きマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に取り組んでまいります。

また、反社会的勢力については、一切の関係を遮断するため取引ごとに相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認しており、引き続き反社会的勢力との取引防止を図ってまいります。

⑧ 自己資本の強化と配当還元の充実

当社は、いかなることがあっても将来にわたってご契約時に約束した保険金等をお支払いできるように自己資本を強化しつつ、相互会社として配当還元の充実に努めております。

自己資本の強化については、内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うこ

とを基本方針としております。当期においては、危険準備金について1,056億円を追加責任準備金に積み替えるとともに、危険準備金に312億円、価格変動準備金に38億円を繰入れました。健全性指標については、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は1,234.2%、時価ベースの実質的な自己資本である実質純資産額が1兆8,871億円となり、十分な水準を確保しております。また、保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」(格付けの方向性/安定的)、スタンダード&プアーズより「A」(アウトルック/ポジティブ)、ムーディーズより「A2」(格付けの見通し/安定的)の格付けを取得しております。なお、スタンダード&プアーズの格付けにつきましては、強固な自己資本が評価され、7月にアウトルックが「安定的」から「ポジティブ」へ変更されました。

配当還元の充実については、ご契約者懇談会等でのご意見を踏まえて入院給付金のお支払いがなかった医療保険契約に対する健康配当や長期にわたって継続された死亡保障契約及び医療保険契約に対する満期時の長期継続特別配当を実施するなど、従来より実質的な保険料負担の軽減を図ってまいりました。2021年度決算においては、これらの配当を継続するとともに、当社の主力商品である特約組立型総合保険と医療保険のご契約について配当率を引き上げるにより、個人保険分野において10年連続で増配する案としています。具体的には、特約組立型総合保険の就業不能保障特約について、新たに危険差配当を開始することとし、また同保険の死亡保障性特約については、死亡率が堅調に改善していることから配当率を引き上げます。さらに医療保険について、コロナ禍における外出控えにより交通事故等に対する給付金が引き続き減少していることから感染症サポートプラスが終了した医療保険のうち入院給付金の支払がないご契約について配当率を引き上げます。また、企業保険分野のうち団体年金保険については、未実現分も含めたキャピタル損益に基づき一部商品を対象に配当率を引き下げる案としております。

今後とも強固な財務基盤を維持しながら、配当還元の充実を通じてお客さまの配当に対するご期待に応えてまいります。

〔事業の成果〕

以上の結果、2021年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

① 保有契約の状況

当期末の保険金額にもとづく契約高については、個人保険及び個人年金保険の新契約高が1兆6,224億円（前年対比8.2%増）、減少契約高が1兆7,366億円（前年対比7.1%増）となり、年度末保有契約高は24兆6,501億円（前年対比0.5%減）となりました。団体保険の年度末保有契約高は17兆3,407億円（前年対比1.1%減）、団体年金保険の年度末保有契約高は2兆2,898億円（前年対比1.3%増）となりました。

当期末の年換算保険料については、個人保険及び個人年金保険の新契約が135億円（前

年対比12.2%増)、年度末保有契約が3,731億円(前年対比1.4%減)となりました。このうち医療保障・生前給付保障等は、新契約が70億円(前年対比15.4%増)、年度末保有契約が1,154億円(前年対比1.0%増)となりました。

【保険金額】

(単位:億円, %)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)	
						増減率
個人保険 (保障額)	年度始保有契約高	227,653	226,080	224,295	224,018	△ 0.1
	新契約高	15,445	15,288	14,793	16,001	8.2
	減少契約高	17,018	17,073	15,070	16,210	7.6
	年度末保有契約高	226,080	224,295	224,018	223,809	△ 0.1
個人年金保険 (年金原資 及び 責任準備金)	年度始保有契約高	26,684	25,523	24,560	23,624	△ 3.8
	新契約高	215	289	205	223	8.9
	減少契約高	1,376	1,252	1,140	1,156	1.4
	年度末保有契約高	25,523	24,560	23,624	22,692	△ 3.9
個人保険 + 個人年金保険	年度始保有契約高	254,338	251,603	248,855	247,643	△ 0.5
	新契約高	15,660	15,577	14,998	16,224	8.2
	減少契約高	18,394	18,325	16,211	17,366	7.1
	年度末保有契約高	251,603	248,855	247,643	246,501	△ 0.5
団体保険 (保障額)	年度末保有契約高	173,064	176,052	175,362	173,407	△ 1.1
団体年金保険 (責任準備金)	年度末保有契約高	21,890	22,334	22,610	22,898	1.3

(注) 1. 個人保険+個人年金保険の「新契約高」には、転換による純増加額を含んでおります。

2. 個人保険+個人年金保険の「減少契約高」は、満期・死亡・解約・失効・減額等による減少額の合計を記載しております。

【年換算保険料】

(単位:億円, %)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)	
						増減率
個人保険	新契約	146	140	114	128	12.4
	年度末保有契約	2,724	2,692	2,665	2,638	△ 1.0
個人年金保険	新契約	6	8	5	6	8.4
	年度末保有契約	1,240	1,158	1,120	1,093	△ 2.4
個人保険 + 個人年金保険	新契約	152	148	120	135	12.2
	年度末保有契約	3,964	3,851	3,785	3,731	△ 1.4
うち医療保障・ 生前給付保障等	新契約	74	75	60	70	15.4
	年度末保有契約	1,120	1,135	1,143	1,154	1.0

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障(入院、手術等)、生前給付保障(介護、生活障害等)、保険料払込免除(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

3. 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 収支の状況

経常収益では、保険料等収入は団体年金保険の保険料が増加したことにより4,864億円（前年対比0.3%増）となりました。また、資産運用収益は1,943億円（前年対比6.0%減）となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,676億円（前年対比7.7%増）となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,160億円（前年対比0.2%増）、責任準備金等繰入額は739億円（前年対比114.1%増）、資産運用費用は433億円（前年対比12.4%減）、事業費は907億円（前年対比0.9%減）となりました。

この結果、経常利益は387億円（前年対比56.0%減）となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額38億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を10億円計上した結果、当期純剰余は333億円（前年対比6.0%減）となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期未処分剰余金は570億円（前年対比3.4%減）となりました。

剰余金処分案においては、社員配当準備金307億円、基金償却準備金24億円などをあわせて333億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越すこととしております。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は858億円（前年対比1.7%増）となりました。

（単位：億円，%）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度（当期）	
					増減率
経常収益	7,183	7,418	7,011	6,897	△1.6
うち 保険料等収入	5,256	5,335	4,850	4,864	0.3
うち 資産運用収益	1,834	1,950	2,066	1,943	△6.0
経常費用	6,649	6,929	6,130	6,509	6.2
うち 保険金等支払金	4,679	4,391	4,154	4,160	0.2
うち 責任準備金等繰入額	364	814	345	739	114.1
うち 責任準備金繰入額	353	813	345	705	104.2
うち 資産運用費用	485	588	494	433	△12.4
うち 事業費	906	920	915	907	△0.9
経常利益	533	488	881	387	△56.0
特別利益	0	0	1	0	△92.2
特別損失	158	116	521	43	△91.7
うち 価格変動準備金繰入額	154	114	500	38	△92.3
当期純剰余	368	341	354	333	△6.0
当期未処分剰余金	606	579	591	570	△3.4
基礎利益	912	834	843	858	1.7

③ 資産・負債等の状況

当期末の総資産は2,313億円増加し、7兆3,893億円（前年対比3.2%増）となりました。このうち、有価証券は6兆2,775億円（前年対比5.4%増）となり、貸付金は5,533億円（前年対比2.6%減）となりました。

負債の部では、責任準備金は705億円増加し、5兆8,000億円（前年対比1.2%増）となりました。このうち追加責任準備金については、低金利環境下において財務基盤の一層の強化を図るために、予定利率5%以上の保険料払込満了を迎えた終身保険契約を対象に1,072億円積立てるとともに、25億円を戻し入れ、1,797億円（前年対比139.7%増）となりました。危険準備金については、終身保険契約を対象とした追加責任準備金に1,056億円積み替えるとともに、312億円を繰り入れ、1,554億円（前年対比32.4%減）となりました。価格変動準備金は38億円を積み増し、1,766億円（前年対比2.2%増）となりました。

純資産の部は、7,403億円（前年対比3.2%増）となりました。

（単位：億円，%）

	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度（当期）末	
					増減率
資産の部	66,845	67,908	71,579	73,893	3.2
うち 有価証券	55,678	53,446	59,547	62,775	5.4
うち 公社債	28,037	27,003	28,039	29,093	3.8
うち 株式	6,961	6,319	8,132	7,958	△2.1
うち 外国証券	19,536	18,945	21,750	23,882	9.8
うち 貸付金	5,611	5,654	5,680	5,533	△2.6
うち 不動産	2,125	2,153	2,395	2,411	0.7
負債の部	60,879	62,508	64,406	66,489	3.2
うち 責任準備金	56,135	56,949	57,295	58,000	1.2
うち 追加責任準備金	872	1,036	750	1,797	139.7
うち 危険準備金	2,044	2,150	2,298	1,554	△32.4
うち 社債	1,919	1,919	2,419	2,419	0.0
うち 価格変動準備金	1,112	1,227	1,727	1,766	2.2
純資産の部	5,966	5,400	7,173	7,403	3.2
うち 基金の総額	1,160	1,280	1,280	1,280	0.0
うち 剰余金	1,336	1,230	1,267	1,272	0.4
うち その他有価証券評価差額金	3,427	2,847	4,582	4,808	4.9

〔会社が対処すべき課題〕

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。2023年に創業100周年を迎えるにあたり、企業活動本来の目的を見失うことなく、改めて経営理念の徹底を図り、真摯にその具現化に取り組んでまいります。併せて、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」を探求し、引き続き発信してまいります。

新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、お互いに助け合う相互扶助のあり方や人と人が触れ合う対面の大切さに改めて気づかされます。この相互扶助の精神から生まれた相互会社形態を創業以来貫いている日本で唯一の会社として、万全な感染防止対策を行ったうえで、お客さまアドバイザーが地域に密着しFace to Faceの活動を行ってまいります。当社では、この活動を通じて、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底し実践していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。死亡保障商品と医療・介護保険などの第三分野商品、そして貯蓄性商品を総合的にコンサルティングし、お客さまのニーズにお応えしていく生命保険会社を目指してまいります。そのためには、お客さまアドバイザーの育成を重視し、営業職員体制の質的強化を図っていくことが課題のひとつであると認識しております。また、対面を望まないなどのご要望にも柔軟にお応えするために、ITを効果的に活用し、お客さまの立場にたった対応に努めてまいります。

社会・経済環境が大きく変化するなかで、当社が持続的に成長していくためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが不可欠です。特に、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や超低金利環境の継続は、保険販売面及び資産運用面での大きな課題であると認識しております。こうした認識のもと、当社はレジリエンスの強化を重要テーマとして「自己資本、リスク及びリターンの一体的管理」をさらに推進してまいります。内部留保の積上げと外部からの資本調達で築いた強固な自己資本を背景に、保険引受及び資産運用の両面で適切なリスク・テイクを行い、それによる利益の確保と自己資本の充実によってリスク・テイクがさらに促進される、そのような好循環を引き続き実現してまいります。こうした取組みが、着実な成長とお客さまへの安定的な配当金のお支払いにつながると考えております。

当社は、保険会社として「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」が最も重要な責務であると考えるとともに、相互会社として「配当還元のさらなる充実を通じて、お客さまの実質的な保険料負担の軽減を図ること」が使命であると考えております。この保険会社としての責務と相互会社としての使命を果たしていくために、当社はお客さまの利益を守ることを考え、過度な成長ではなく、お客さまを守るための成長を追求してまいりました。こうした企業としてのあり方が、信頼へとつながり、お客さまに安心

していただくことができるものと考えております。生命保険はお客さまとの一生涯にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。相互扶助の精神のもと、お客さまにしっかりと寄り添い、未来永劫お客さまとの約束を守ってまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当期)
		億円	億円	億円	億円
年 度 末 契 約 高	個 人 保 険	226,080	224,295	224,018	223,809
	個 人 年 金 保 険	25,523	24,560	23,624	22,692
	団 体 保 険	173,064	176,052	175,362	173,407
	団 体 年 金 保 険	21,890	22,334	22,610	22,898
	そ の 他 の 保 険	366	367	371	372
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保 険 料 等 収 入	525,605	533,527	485,011	486,461
	資 産 運 用 収 益	183,473	195,037	206,657	194,336
	保 険 金 等 支 払 金	467,917	439,176	415,436	416,061
	経 常 利 益	53,315	48,899	88,115	38,752
	当 期 純 剰 余	36,834	34,113	35,427	33,319
	社 員 配 当 準 備 金 繰 入 額	34,671	31,547	32,744	30,726
	総 資 産	6,684,576	6,790,871	7,157,940	7,389,308

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計を記載しております。
2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金を記載しております。
3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・医療保障保険・団体就業不能保障保険・受再保険の契約高の合計を記載しております。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
支 社	店 62	店 62	店 0
営 業 部	10	10	0
営 業 所	467	472	5
計	539	544	5
代 理 店	1,067	1,049	△ 18

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当 期 増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名 2,916	名 2,904	名 △12	歳 44.8	年 16.2	千円 349
営 業 職 員	10,552	10,083	△469	42.4		

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	保険及び保険関連事業	13,640
	資産運用関連事業	6,955

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
投資用不動産の取得 (静岡県袋井市所在)	資産運用関連事業 3,004

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社 富国保険エージェンシー	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	損害保険・生命 保険の募集業務	1952年 10月1日	百万円 10	% 87.6
株式会社 富国収納サービス社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	生命保険料の収 納業務	1980年 10月20日	百万円 10	% 92.5
富国生命投資顧問 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	1986年 7月24日	百万円 498	% 99.0
富国生命 インシュアランスサポート 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	生命保険の募集 に関する業務の 受託	1994年 4月1日	百万円 50	% 100.0
富国ビジネスサービス 株式会社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	当社印刷物の作 成・発送業務の 受託、物品の斡 旋・販売業務	1995年 12月1日	百万円 50	% 100.0
フコクしんらい生命保険 株式会社	東京都新宿区西新宿 八丁目17番1号	生命保険業	1996年 8月8日	百万円 35,499	% 89.6
フコク情報システム 株式会社	東京都千代田区東神田 一丁目7番8号 (千葉県印西市大塚 二丁目10番地)	コンピュータシ ステム及び情報 通信システムの 企画・設計・開 発・保守・運用 管理業務	2002年 4月1日	百万円 300	% 60.0
富国生命 インターナショナル(英国) 株式会社	1st Floor, 19 Great Winchester Street, London, EC2N 2JA, U. K.	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	1990年 9月5日	万英ポンド 400	% 100.0
富国生命 インターナショナル(米国) 株式会社	Times Square Tower, 7 Times Square, 35th Floor, New York, NY 10036 U. S. A.	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	2002年 3月1日	万米ドル 400	% 100.0
富国生命インベストメン ト(シンガポール) 株式会社	80 Robinson Road #16-04 Singapore 068898	投資助言業務、 アジアにおける 金融経済情勢及 び生命保険市場 に関する調査業 務	2014年 4月1日	万シンガポールドル 200	% 100.0

(注) 所在地は本社所在地を記載しておりますが、フコク情報システム(株)の()内は主たる事務所の所在地です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
米山 好映	代表取締役社長 社長執行役員 人材開発本部長 人材開発本部 担当		
藤原 利秀	取締役 副社長執行役員 営業企画部・業務部・営業管理部・年金 コンサルティング部 担当		2022年3月31日 副社長執行役員退任
櫻井 祐記	取締役 専務執行役員 中期経営計画 担当 市場開発部・しんきん部・総合営業推進部 担当	株式会社オリエントコーポレーション 監査役	
林 俊勝	取締役 専務執行役員 秘書室・総務部・人事部・経理部・関連 事業部 担当		
渡部 毅彦	取締役 常務執行役員 有価証券部・財務投資部・特別勘定運用 室・財務企画部・不動産部 担当		
北村 康幸	取締役 常務執行役員 お客さまサービス本部長 法人サービス部・お客さまサービス部・ 契約医務部・保険金部・契約管理部・契 約サービス部・事務企画部 担当		
吉村 博人	取締役 (社外役員)		
柳 正憲	取締役 (社外役員)	一般財団法人日本経済研究所 理事長 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役 東武鉄道株式会社 取締役 三井住友トラスト・ホールディングス株式 会社 取締役	
黒田 啓一	取締役 執行役員 コンプライアンス統括部・支払監査室・ 監査部 担当		
鳥居 直之	取締役 執行役員 中期経営計画 副担当 総合企画室・財務審査室・有価証券管理 室 担当		
砂本 直樹	取締役 執行役員 リスク管理統括部長 リスク管理統括部・主計部 担当		
根津 嘉澄	監査役 (社外役員)	東武鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 株式会社松屋 取締役	
高橋 恭平	監査役 (社外役員)	昭和電工株式会社 相談役 丸紅株式会社 取締役	
大谷 邦夫	監査役 (社外役員)	株式会社ニチレイ 代表取締役会長	
吉澤 啓	監査役 (常勤)		
中尾 真司	監査役 (常勤)		

2022年3月31日時点の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大森 丈史	常務執行役員 人材開発本部 副本部長 人材開発本部 担当		
市川 親司	執行役員 総合営業推進部長 総合営業推進部 担当		2022年3月31日 執行役員退任
山田 一郎	執行役員 有価証券部長 有価証券部 担当		
近藤 健	執行役員 業務部長 業務部 担当		
浅見 直幸	執行役員 不動産部長 不動産部 担当		
重松 秀明	執行役員 総合企画室長 総合企画室 担当		
星野 光浩	執行役員 福島支社長兼東北ブロック長 福島支社・東北ブロック 担当		
森下 俊彦	執行役員 池袋支社長兼首都圏第一ブロック長 池袋支社・首都圏第一ブロック 担当		2022年3月31日 執行役員退任
吉岡 謙一	執行役員 大阪北支社長兼近畿ブロック長 大阪北支社・近畿ブロック 担当		
吉田 勇治	執行役員 総務部長 総務部 担当		

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	うち種別報酬額		
			基本報酬 (固定)	業績連動 報酬等	非金銭報酬等
取締役	11名	349	349	—	—
監査役	5名	90	90	—	—
計	16名	439	439	—	—

- (注) 1. 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
2. 使用人兼務取締役に対する使用人としての報酬は17百万円であります。
3. 2007年7月3日開催の第85回定時総代会にて、取締役は報酬額の枠を年額5億円以内、監査役は同1億円以内と決議いたしました。当該定時総代会終了時における取締役の員数は15名、監査役の員数は5名となります。

【取締役報酬に関する基本方針について】

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年2月25日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めた「取締役報酬に関する基本方針」を決議いたしました。

②「取締役報酬に関する基本方針」の概要

取締役の報酬については、取締役は他の取締役に対する必要な相互牽制が求められることを踏まえると、原則として役位による固定となるものと考えます。また、報酬の水準は、当社の経営環境や業績を踏まえたものいたします。報酬総額の限度額を総代会にて決定し、配分については、取締役会が報酬額に関する基本的な考え方を確認したうえで、代表取締役社長への再一任決議を行います。代表取締役社長は、報酬額に関する基本的な考え方にに基づき全取締役の報酬額を決定します。なお、報酬額は年俸とし、年俸を12等分した額を毎月所定の日に支払います。

- ③当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由
 当社の取締役報酬は原則として、役位による固定とすることが「取締役報酬に関する基本方針」に定められており、取締役報酬に係わる取締役会の審議過程においても、特段の異議はなく、当事業年度の実績については、同基本方針に沿うものと判断しております。なお、監査役の個人別報酬については、監査役会にて協議のうえ決定しております。
- ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任について
 当社取締役の個人別報酬額は経営環境、業績を踏まえた水準で、役位による固定額と定めており、当社の経営状態を最も把握している代表取締役社長に、個人別報酬額の決定を一任することが最も適切であると判断し、当社取締役会は、当事業年度に係る全ての取締役の個人別報酬全額について、その決定を代表取締役社長である米山好映に一任いたしました。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
吉村 博人 (社外取締役)	<p>当社は、保険業法第 53 条の 36 が準用する会社法第 427 条第 1 項の規定により、当該役員との間に、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。</p>
柳 正憲 (社外取締役)	
根津 嘉澄 (社外監査役)	
高橋 恭平 (社外監査役)	
大谷 邦夫 (社外監査役)	

※補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、監査役及び執行役員	<p>当社は、保険業法第53条の38が準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では社員代表訴訟、第三者訴訟等により被保険者が被る損害賠償請求損害及び争訟費用等を負担することにより被る損害等が填補されることとなります。また、全ての被保険者について保険料は当社が全額を負担しておりますが、職務執行の適正性を保つため、一定額以下の損害を免責とする契約としております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
吉村 博人 (社外取締役)	該当事項はありません。
柳 正憲 (社外取締役)	一般財団法人日本経済研究所 理事長 近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 東武鉄道株式会社 社外取締役 三井住友トラスト・ホールディングス 社外取締役 当社は一般財団法人日本経済研究所との間に特別な関係はありません。 当社は近鉄グループホールディングス株式会社の株式、債券を保有しております。 当社は東武鉄道株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 当社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式、債券を保有しております。
根津 嘉澄 (社外監査役)	東武鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 株式会社松屋 社外取締役 当社は東武鉄道株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 当社は株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
高橋 恭平 (社外監査役)	丸紅株式会社 社外取締役 当社は丸紅株式会社と融資の取引があるほか、同社の株式、債券を保有しております。
大谷 邦夫 (社外監査役)	株式会社ニチレイ 代表取締役会長 当社は株式会社ニチレイと保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
吉村 博人 (社外取締役)	2017年7月就任 (4年9ヶ月)	取締役会 14/14回	警察行政機関における専門的な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、当社経営の監督・助言、意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
柳 正憲 (社外取締役)	2019年7月就任 (2年9ヶ月)	取締役会 14/14回	企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、当社経営の監督・助言、意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
根津 嘉澄 (社外監査役)	2002年7月就任 (19年9ヶ月)	取締役会 14/14回 監査役会 8/8回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
高橋 恭平 (社外監査役)	2016年7月就任 (5年9ヶ月)	取締役会 13/14回 監査役会 8/8回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
大谷 邦夫 (社外監査役)	2020年7月就任 (1年9ヶ月)	取締役会 14/14回 監査役会 8/8回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。

(注) 取締役会・監査役会への出席状況は、当該事業年度について記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	5名	48	—

(注) 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額 12,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 3 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
信金中央金庫	4,000	33.3
株式会社日本政策投資銀行	4,000	33.3
株式会社みずほ銀行	4,000	33.3

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
きさらぎ監査法人 指定社員 鶴田 慎之介 指定社員 安田 雄一	会計監査人監査に対する 報酬等 72	<報酬等に同意した理由> 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。 <非監査業務の内容> 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「特別勘定業務に係る内部統制の保証業務」等であります。

- (注)1. 当社及び当社子法人等が、当該会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、111百万円であります。
 2. きさらぎ監査法人は、2022年7月1日付で同監査法人を消滅監査法人、Moore至誠監査法人を存続監査法人とする合併を行い、合併後の名称をMooreみらい監査法人とすることが予定されています。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の重要な子法人等のうち、富国生命インターナショナル（英国）株式会社及び富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、保険業法第53条の14第4項第6号にもとづく、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針(以下、基本方針)」を定めております。

基本方針の運用状況については、定められた全ての項目について、毎事業年度、検証を行い、適正に運用されていることを確認しております。また、項目毎の運用状況は以下のとおりで、当該運用状況については取締役会へ報告しております。

<基本方針の運用状況の概要>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

- ・ 「コンプライアンスに関する基本方針」のもと、年度毎のコンプライアンス実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役会から委任を受けたコンプライアンス委員会がコンプライアンスを推進しています。2021年度においては、コンプライアンス委員会を4回開催したほか、役員向け、本社部課長向け及び支社長向けのコンプライアンス研修をはじめとする各種研修を実施しました。
- ・ 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」のもと、不当要求の拒絶に限らず、データベースを活用した該当性の事前確認による取引予防や事後検証による取引解消（保険契約の重大事由解除等）を行い、関係遮断を推進しています。また、当社及び当社グループ会社において、連携して反社会的勢力の情報交換を行っています。
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、マネー・ローンダリング対策の推進等を目的として設置されたマネー・ローンダリング対策委員会において、リスク評価書の見直しやマネー・ローンダリング対策推進のための審議を行い、対策を進めました。2021年度においては、10月1日に、AML（アンチ・マネー・ローンダリング）対策高度化の基礎となるAMLシステムをリリースしました。
- ・ 「利益相反管理のための基本方針」のもと、当社及び当該基本方針で定義された当社グループ会社間での取引について適切な利益相反管理を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

- ・ 法令及び社内規程に従い、総代会・取締役会等の重要会議に関する議事録を適正に記録・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・ 「統合的リスク管理に関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けた「リスク管理委員会」が統合的リスク管理を推進し、下部組織として6つの委員会を設置し、当社を取り巻く様々なリスクの管理を行っています。

- ・ 2021 年度は、「リスク管理委員会」を 6 回開催しており、各下部委員会の管理状況を把握するとともに、全社的ストレス・テスト、ORSA レポートなどについて報告・審議を行いました。
- ・ また、各下部委員会については以下のとおりです。
 - (保険引受リスク管理委員会)
リスク・プロファイルの見直し、支払指数および基準金利の状況など計 9 回開催。
 - (資産運用リスク管理委員会)
資産運用計画の修正を反映したリスク評価、保有有価証券のリスク・リターン分析、リスクマップによる為替リスクの評価、市場リスク RORC のシミュレーションなど計 12 回開催。
 - (事務リスク管理委員会)
事務ミスの発生状況の審議や自主検査の不備発生状況、外部委託先の審査状況など計 4 回開催。
 - (システムリスク管理委員会)
通常システムリスク管理のほかクラウドサービス利用基準の見直し、募集代理店におけるシステムリスク管理態勢の強化など計 5 回開催。
また、サイバーセキュリティについては、ペネトレーションテストを実施したほか、外部のサイバーセキュリティ演習に参加、全役職職員を対象とした標的型メール攻撃訓練などを実施。
 - (コンプライアンス専門委員会)
リスクの洗い出しや重要なリスクの特定、重要なリスクの予防策ならびにモニタリングの方法の検討など計 5 回開催。
 - (セキュリティー委員会)
2021 年 7 月・8 月の大雨への対応や、新型コロナウイルス感染症対応など計 4 回開催。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 経営の意思決定と業務執行を分離することで、取締役の職務の執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しています。
- ・ 取締役会は、業務執行の監督を担い原則月 1 回、2021 年度は 14 回開催しました。また、取締役会の実効性向上を目的として、アンケート形式による実効性評価を行いました。
- ・ 常勤取締役会は、会社の重要な業務執行に関する事項を審議することを目的としており、原則として月 3 回、2021 年度は 36 回開催しました。
- ・ 「事務分掌規程」により各部署の役割を定めているほか、「決裁・決議基準」により権限範囲を明確化させることにより、適切な権限委譲を可能とする体制を構築してい

ます。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行う体制を構築し、財務報告の信頼性の確保に努めています。同方針に基づき、財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っており、その結果を取締役に報告しております。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「関連会社の管理に関する基本方針」のもと、子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項を当社へ報告する体制、子会社のコンプライアンス管理体制及びリスク管理体制などを整備し、適正な運用に努めています。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は、取締役会、常勤取締役会等の重要会議に出席しています。代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見交換しているほか、内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携しています。また、監査役が必要とする費用等については適切かつ迅速に処理しています。
- ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ちに監査役へ報告する旨及び当該報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことについて、社内通知等で周知・徹底を図っております。
- ・ 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役室に所属する職員の評価・異動・懲戒ならびに組織変更にあたっては、監査役の承認を得たうえで行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

また、基本方針は適宜見直しを行っており、2022年3月28日開催の取締役会で決議した基本方針は、次のとおりです。

<内部統制システムの基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

(1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制

- ① コンプライアンスを実践するための基本的な事項については「コンプライアンスに関する基本方針」に規定する。さらにそれを具体化するために「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定する。
- ② コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、コンプライアンス・リスク管理や問題事象の未然予防に向けた取組みを推進する。
- ③ 役職員のコンプライアンス実践の基本となる規範として「富国生命役職員行動規範」を定め、役職員は本行動規範に従って日常業務を遂行する。
- ④ コンプライアンスの推進については、社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、取締役会からの委任を受けて行う。本社及び支社・営業所においては、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者が、同委員会の事務局を担当するコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進する。
- ⑤ コンプライアンス面での適切性の検証を行うため、コンプライアンス統括部内にチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ⑥ コンプライアンスの基本や個々の業務に関する留意事項等をまとめたコンプライアンス・マニュアルの作成を毎年行い、役職員への配付等により、コンプライアンスの実践・推進を図る。
- ⑦ 年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し実践する。このコンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けのコンプライアンス研修を実施する。コンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取り締役会へ報告する。
- ⑧ 法令・社内規程に反する行為等の相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンス相談窓口に関する規程」に基づき通報が可能な体制を確保する。
- ⑨ 法令・定款に違反した行為や不正・不当または背信を疑われる行為等を行った役員は、「役員の懲戒に関する規程」に基づき懲戒処分の対象とする。法令・社内規程に違反した行為を行った職員は、「就業規則」、「賞罰の手続きに関する規程」及び「法令・社内規程に違反した場合の措置基準」に基づき懲戒処分の対象とする。
- ⑩ 内部監査部門は、本社各部門及び支社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることを検証する。

(2) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」及び当該基本方針に基づく「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 毅然たる組織対応により、当社及び当社グループ会社において、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との取引予防及び取引解消を行い、関係遮断を推進する。
- ③ コンプライアンス統括部において、反社会的勢力への対応に関する統括部署として警察や弁護士等の外部専門機関と連携する。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制

当社の業務がマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するため、適切な管理を行う。

(4) お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、当社及び当該基本方針で定義された当社グループ会社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、利益相反のおそれのある取引について適切な利益相反管理を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総代会・取締役会等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適正に記録・保存され、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

統合的リスク管理のために定めた「統合的リスク管理に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」及び「統合的リスク管理に関する組織権限規程」に基づき取締役会から委任されたリスク管理委員会が統合的リスク管理を行い、持続的成長のための好循環の実現に向けて、自己資本、リスク、リターンの一体的管理を推進する。また、リスク管理委員会に以下の下部各委員会及び主にストレステストとグループリスク管理に係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会を設置し、所管するリスクの管理の推進を行う。

① 保険引受リスク管理委員会

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクの管理を行う。

② 資産運用リスク管理委員会

市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクの管理を行う。

③ 事務リスク管理委員会

役職員が正確な事務を怠ること、または事故・不正等を起こすことにより会社が損失

を被るリスクの管理を行う。

④ システムリスク管理委員会

システムの安全性・信頼性に関するリスク、システムの有効性・効率性に関するリスク、システムの遵守性に関するリスクの管理を行う。

また、サイバーセキュリティについては、情報資産の保護やシステムの安定性確保等のため、適切な対策を講じる。

⑤ コンプライアンス専門委員会

役職員のお客さま基点を欠く行為等が顧客保護、市場の公正・透明に悪影響を及ぼすことにより、会社が信頼を毀損され、さらには損失を被るリスクの管理を行う。

⑥ セキュリティ委員会

自然災害、不慮の事故、企業情報の流出や漏洩等のリスクの管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会で定められた規程に基づき業務執行の責任と業務管理を行うことで、取締役の職務の執行の効率化を図る。

② 常勤取締役によって構成される常勤取締役会を設置し、会社の重要な業務執行に関する事項を審議する。常勤取締役会は原則として毎月3回開催する。

③ 事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が遂行されており、取締役の職務の執行を効率的に行うため適切な権限委譲がなされている。

④ 内部監査部門による監査を通じ、事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行うことにより、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、その実質子会社（以下「子会社」という）における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る支援等を行う。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤取締役会、また、必要に応じて取締役会は、子会社の事業運営の状況等（取締役等の職務執行状況を含む）の報告を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理委員会において統合的リスク管理を行う。また、「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理専門委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置し、子会社での損失を被るリスクの管理を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務が効率的に遂行されるため、子会社の取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等の整備状況等について確認し、必要に応じて整備等に係る支援を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、子会社において取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等に基づき、職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においてコンプライアンスが推進されるため、子会社の役職員行動規範の制定・改正及び年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定の支援等を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることの検証を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助するため監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない専任の職員を配置する。
- ② 監査役職務を補助する職員の人事評価・人事異動・懲戒処分・組織変更等については、監査役の承認を必要とする。

8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令もしくは定款に違反する重大な事実について、当社及び子会社の役職員から当社監査役への適切な報告が行われるため、必要な規程等を整備する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社または子会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- ② 前記の報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するため、必要な規程等を整備する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務の執行のために必要な費用や負担した債務等について、前払いまたは償還、弁済を行うなど適切かつ迅速に処理することとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会はもとより、その他の重要会議に監査役が出席できることとする。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換する。
- ③ 内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携する。
- ④ 取締役・執行役員による重要な決裁事項について監査役への報告を行うこととする。

以 上

7. その他

〔経営・相互会社制度運営に関する事項〕

(1) 評議員会

6月、10月、3月に評議員会を開催しました。7月2日の第99回定時総代会において、評議員に泉谷 直木、井上 和幸、北村 雅良、小林 哲也、中林 真理子、西成 活裕、久塚 智明、前野 隆司、宮川 努の9名が選任されました。

(2) ご契約者懇談会

1月から2月にかけて全国62支社でご契約者懇談会を開催し、782名のご契約者にご出席いただきました。

(3) 社員数・総代数

3月末現在の社員数は、1,693,060名、総代数は119名です。

〔社会貢献活動に関する事項〕

(1) フコク生命「訪問コンサート」

プロの音楽家による「本物のクラシック音楽の演奏」を特別支援学校8校（うち7校はオンラインコンサート）で開催しました。

(2) 被災地応援活動

東日本大震災の被災地を応援する活動として、8月（岩手県特産品販売会）・12月（宮城県特産品販売会）・2月（福島県特産品販売会）を内幸町本社・千葉ニュータ

ウン本社で行いました。併せて千葉ニュータウン本社の地下食堂において特産品を使用した特別メニューの提供も行い、「いわての学び希望基金」「東日本大震災みやぎこども育英募金」「東日本大震災ふくしまこども寄附金」を寄付先として職員より寄付を募りました。

(3) すまいる・ぎやらりー

障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、内幸町本社ビル地下2階商店街において、13校の特別支援学校生徒の美術作品展を開催しました。

(4) メセナ活動への認定

公益社団法人企業メセナ協議会による企業・企業財団が実施するメセナ（芸術文化を通じた豊かな社会創造）活動の認定制度「This is MECENAT 2021」において、100周年プロジェクトの「THE MUTUAL Art for children」が認定されました。

※「This is MECENAT 2021」は、全国各地で行われる多彩な企業メセナを顕在化し、その社会的意義や存在感を示すことを目的として、2014年に公益社団法人企業メセナ協議会が創設した認定制度です。

(5) 特殊詐欺被害防止活動への協力

社会問題となっている「特殊詐欺」の被害防止に協力するため、お客さまアドバイザーと各都道府県警察が共同で使用可能な特殊詐欺被害防止啓発用のチラシ・ティッシュを作成しました。既に28都道府県の警察にご協力いただき、警察署にチラシ・ティッシュを配備していただく、駅前などでお客さまアドバイザーと共同で配布するなどしてご活用いただいております。

〔会社役員に関する事項〕

- (1) 2021年2月25日の取締役会決議により、4月1日付にて代表取締役社長 米山 好映が代表取締役社長 社長執行役員に就任、取締役 藤原 利秀が取締役 副社長執行役員に就任、取締役 櫻井 祐記、取締役 林 俊勝の2名が取締役 専務執行役員に就任、取締役 渡部 毅彦、取締役 北村 康幸の2名が取締役 常務執行役員に就任、取締役 黒田 啓一、取締役 鳥居 直之、取締役 砂本 直樹の3名が取締役 執行役員に就任、大森 丈史が常務執行役員に就任、市川 親司、山田 一郎、近藤 健、浅見 直幸、重松 秀明、星野 光浩、森下 俊彦、吉岡 謙一（新任）、吉田 勇治（新任）の9名が執行役員に就任しました。
- (2) 7月2日の第99回定時総代会において、取締役に米山 好映、藤原 利秀、櫻井 祐記、林 俊勝、渡部 毅彦、北村 康幸、吉村 博人、柳 正憲、黒田 啓一、鳥居 直之、砂本 直樹の11名が再選され、就任しました。
- (3) 7月2日の取締役会決議により、取締役 米山 好映が代表取締役社長に就任しました。
- (4) 3月31日、任期満了に伴い藤原 利秀が副社長執行役員を、市川 親司、森下 俊彦の2名が執行役員を退任しました。

報告事項Ⅱ. 2021年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	160,149	保険契約準備金	5,886,412
現金	166	支払準備金	22,985
預貯金	159,983	責任準備金	5,800,015
コ ー ル 口 一 ン	48,000	社員配当準備金	63,411
買入金銭債権	80	再 保 險 借 債	87
金銭の信託	26,070	社 其 他 負 債	241,935
有 価 証 券	6,277,599	そ の 他 負 債	276,328
国 債	2,102,521	債券貸借取引受入担保金	160,928
地 方 債	102,771	未 払 法 人 税 等	2,767
社 債	704,056	未 払 金	7,282
株 式	795,801	未 払 費 用	11,438
外 国 証 券	2,388,284	前 受 収 益	419
そ の 他 の 証 券	184,163	預 り 金	6,523
貸 付 金	553,305	預 り 保 証 金	13,970
保険約款貸付	48,629	金融派生商品	68,377
一 般 貸 付	504,675	リ ー ス 債 務	553
有 形 固 定 資 産	245,405	資 産 除 去 債 務	2,355
土 地	150,195	仮 受 金	1,711
建 物	89,202	保 險 金 等 支 払 引 当 金	3,400
リ ー ス 資 産	265	退 職 給 付 引 当 金	24,850
建 設 仮 勘 定	1,767	価 格 変 動 準 備 金	176,670
その他の有形固定資産	3,974	繰 延 税 金 負 債	25,061
無 形 固 定 資 産	27,821	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	14,183
ソ フ ト ウ ェ ア	19,914	負債の部 合計	6,648,929
リ ー ス 資 産	498	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	7,407	基 金	12,000
代 理 店 貸 付	15	基 金 償 却 積 立 金	116,000
再 保 險 貸 付	135	再 評 価 積 立 金	112
そ の 他 資 産	52,328	剰 余 金	127,222
未 収 金	5,392	損 失 填 補 準 備 金	3,370
前 払 費 用	3,202	そ の 他 剰 余 金	123,852
未 収 収 益	31,840	基 金 償 却 準 備 金	4,800
預 託 金	1,834	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	20,000
金融派生商品	35	価 格 変 動 積 立 金	41,000
金融商品等差入担保金	4,499	不 動 産 圧 縮 準 備 金	206
仮 払 金	1,871	別 途 準 備 金	767
そ の 他 の 資 産	3,653	当 期 未 処 分 剰 余 金	57,078
前 払 年 金 費 用	912	基 金 等 合 計	255,334
貸 倒 引 当 金	△ 2,515	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	480,860
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,184
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	485,044
		純資産の部 合計	740,379
資産の部 合計	7,389,308	負債及び純資産の部 合計	7,389,308

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (5) 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は0百万円であります。
- (7) 保険金等支払引当金は、当年度中の新型コロナウイルス感染に対する翌年度の給付金支払いに備えるため、当社の支払実績に基づく翌年度の支払見込額のうち支払備金計上額を上回る額を計上しております。

- (8) 退職給付引当金及び前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
- (9) 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (10) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準第 10 号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
- (11) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- (13) 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
また、2 回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。
団体年金保険の受管に係る保険料は、受管時に、收受した責任準備金相当額により計上しております。
- (14) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
団体年金保険の移管に係る保険金等支払金は、移管時に、移管先に支出した責任準備金相当額により計上しております。

- (15) 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・予定利率が 5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当年度末における残高は 72,419 百万円であります。

・当年度末より予定利率が 5.00%以上の終身保険契約のうち保険料払込満了を迎えた契約(払済保険または延長保険に変更した契約、一時払契約及び保険料払込免除後契約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を 107,284 百万円積み立てております。本積立てにより 2020 年度末において積み立てた追加責任準備金のうち 1,589 百万円は積み立てが不要となることからこれを取り崩し、当該金額を上回る 105,695 百万円を危険準備金から積み替えております。その結果、本積立てによる責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。

・5 年ごと利差配当付終身医療給付保険、新がん特約、高度先進医療特約及び先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は 77 百万円であります。

なお、責任準備金の積立てについては、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- (16) 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (17) 個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しておりました。

当年度末において、すべての小区分を廃止し、責任準備金対応債券については保有目的区分をその他有価証券に変更しております。これは、国内の低金利環境が長期化するなか、予定利率に見合う運用収益を確保しつつ、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で債券を保有し続けることが困難な状況を踏まえ、資産と負債のマッチングを利用した金利リスク管理のあり方を見直したことによるものです。

この保有目的の変更により、国債が 69,841 百万円増加、地方債が 5,994 百万円増加、社債が 6,132 百万円増加、繰延税金負債が 22,951 百万円増加、その他有価証券評価差額金が 59,016 百万円増加しました。この変更による損益への影響はありません。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準第 30 号。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準第 10 号)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。

なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本 3 規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次など定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関し VaR を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。

一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
買入金銭債権	80	81	0
貸付金として取扱う債権	80	81	0
金銭の信託	25,070	25,070	—
売買目的有価証券	25,070	25,070	—
有価証券	6,067,162	6,154,381	87,218
売買目的有価証券	18,493	18,493	—
満期保有目的の債券	760,097	847,316	87,218
その他有価証券	5,288,571	5,288,571	—
貸付金	553,305	570,114	16,809
保険約款貸付	48,629	48,629	△ 0
一般貸付	504,675	521,484	16,809
資産計	6,645,619	6,749,647	104,028
社債(*1)	241,935	245,074	3,139
負債計	241,935	245,074	3,139
金融派生商品(*2)	△ 68,342	△ 68,342	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 4,814	△ 4,814	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 63,528	△ 63,528	—

(*1) 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注 1) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。
当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、73,986 百万円であります。

(注 2) 組合出資金等については、時価の算定に関する会計基準の適用指針(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準適用指針第 31 号)第 27 項に定める経過的な取扱いに従って、有価証券に含めておりません。
当該組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は、32,380 百万円であります。

4. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。
- 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
- レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	—	25,070	—	25,070
売買目的有価証券	—	25,070	—	25,070
有価証券	2,829,629	1,912,412	28,139	4,770,181
売買目的有価証券	7,859	10,634	—	18,493
外国証券	7,859	10,634	—	18,493
その他有価証券	2,821,770	1,901,778	28,139	4,751,688
国債	1,374,059	—	—	1,374,059
地方債	—	96,671	—	96,671
社債	—	675,954	—	675,954
株式	699,525	—	—	699,525
外国証券	744,812	1,129,151	28,139	1,902,104
その他の証券	3,372	—	—	3,372
資産計	2,829,629	1,937,482	28,139	4,795,251
デリバティブ取引(*1)	△ 202	△ 68,140	—	△ 68,342
通貨関連	—	△ 68,160	—	△ 68,160
金利関連	—	20	—	20
株式関連	△ 202	—	—	△ 202

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注) 投資信託については、時価の算定に関する会計基準の適用指針(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)第26項に定める経過的な取扱いに従って、本計数の残高には含めておりません。当該投資信託の当年度末における貸借対照表価額は、536,883百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	81	81
貸付金として取扱う債権	—	—	81	81
有価証券	817,218	30,098	—	847,316
満期保有目的の債券	817,218	30,098	—	847,316
国債	796,339	—	—	796,339
地方債	—	7,824	—	7,824
社債	—	20,610	—	20,610
外国証券	20,878	1,663	—	22,541
貸付金	—	—	570,114	570,114
保険約款貸付	—	—	48,629	48,629
一般貸付	—	—	521,484	521,484
資産計	817,218	30,098	570,196	1,417,512
社債	—	245,074	—	245,074
負債計	—	245,074	—	245,074

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債(それぞれ一部外国証券を含む)がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債(それぞれ一部外国証券を含む)がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、主に情報ベンダー、取引先金融機関等の第三者から入手した価格につき、会計基準に従って算定されたものであると判断の上、当該価格を時価の算定に用いております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

イ. 金銭の信託

金銭の信託については、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

ウ. 貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

エ. 社債

当社の発行する社債については、「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

オ. デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に先物、オプションの取引所取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、主に情報ベンダー、取引先金融機関等の第三者から入手した価格につき、会計基準に従って算定されたものであると判断の上、当該価格を時価の算定に用いております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した相場価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券	合計
	その他有価証券	
	外国証券	
期首残高	29,312	29,312
当期の損益	△ 10	△ 10
損益に計上(*1)	△ 10	△ 10
評価差額金の変動	△ 1,162	△ 1,162
期末残高	28,139	28,139

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は資産管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続の策定、ならびに時価の算定を行っております。算定された時価は、リスク管理部門にて、当該方針及び手続に準拠しているか妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、第三者から入手した相場価格につき、別の第三者から入手した相場価格との比較、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した相場価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

5. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は196,610百万円、時価は328,744百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は372百万円であります。

6. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は621,280百万円であります。

7. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、3,759百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は143百万円であります。
 上記取立不能見込額の直接減額は、0百万円であります。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 債権のうち、危険債権額は1,999百万円であります。
 なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
 債権のうち、貸付条件緩和債権額は1,616百万円あります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額は178,381百万円あります。
9. 特別勘定の資産の額は112,487百万円あります。
 なお、負債の額も同額あります。
10. 子会社等に対する金銭債権の総額は2,334百万円、金銭債務の総額は2,714百万円あります。
11. 繰延税金資産の総額は170,333百万円、繰延税金負債の総額は190,417百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4,976百万円あります。
 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金98,854百万円、価格変動準備金49,467百万円及び退職給付引当金12,184百万円あります。
 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額185,335百万円あります。
 当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率3.2%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△25.0%であります。
12. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 当期首現在高 | 63,232百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 32,744百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 32,580百万円 |
| 利息による増加等 | 13百万円 |
| 当期末現在高 | 63,411百万円 |
13. 子会社等の株式は64,787百万円あります。
14. 担保に供されている資産の額は、有価証券225,740百万円あります。
 また、担保付き債務の額は166,881百万円あります。
 なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券150,826百万円及び受入担保金160,928百万円が含まれております。
15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は0百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は23百万円あります。
16. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は485,157百万円あります。
17. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は11,492百万円あります。
18. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

19. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 8,181 百万円であります。
 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
 営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
 なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。
 一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	90,576 百万円
勤務費用	3,657 百万円
利息費用	541 百万円
数理計算上の差異の発生額	47 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 4,178 百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>90,644 百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	62,244 百万円
期待運用収益	1,202 百万円
数理計算上の差異の発生額	956 百万円
事業主からの拠出額	1,088 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 1,605 百万円</u>
期末における年金資産	<u>63,886 百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	78,793 百万円
年金資産	<u>△ 63,886 百万円</u>
	14,906 百万円
非積立型制度の退職給付債務	11,850 百万円
未認識数理計算上の差異	<u>△ 2,774 百万円</u>
未認識過去勤務費用	<u>△ 45 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>23,937 百万円</u>
退職給付引当金	24,850 百万円
前払年金費用	<u>△ 912 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>23,937 百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	3,657 百万円
利息費用	541 百万円
期待運用収益	<u>△ 1,202 百万円</u>
数理計算上の差異の費用処理額	1,428 百万円
過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 13 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,410 百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内株式	42.2 %
生命保険一般勘定	31.1 %
外国株式	10.3 %
国内債券	9.6 %
共同運用資産	3.7 %
外国債券	3.1 %
合計	<u>100.0 %</u>

年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 35.7%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.6 %
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	3.0 %
退職給付信託	0.0 %

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 222 百万円であります。

2021年度 (2021年4月1日から) 損益計算書
 (2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常	収 益		689,719
保 險	料 等	486,461	
保 再	入 料	486,302	
資 利	入 益	158	
預 有	入 息	194,336	
貸 不	当 金	167,609	
そ	利 配	2	
金 売	当 金	140,247	
有 為	利 利	8,048	
貸 そ	貸 運	19,074	
特 年	当 用	237	
保 そ	金 益	817	
	益 益	1,664	
	益 益	13,920	
	益 益	65	
	益 額	1,617	
	益 益	1,867	
	益 益	381	
	益 益	6,391	
	益 益	8,922	
	金 金	2,704	
	金 金	2,938	
	益	3,279	
経常	費 用		650,967
保 險	金 等	416,061	
保 年	支 払	81,426	
給 解	金 金	152,290	
そ 再	金 金	109,711	
責 任	金 料	48,261	
支 責	額 額	24,152	
社 員	額 額	218	
資 産	額 額	73,952	
支 有	額 額	3,434	
有 金	額 額	70,504	
賃 そ	用 息	13	
事	費 費	43,328	
	損 損	4,402	
	損 損	15,060	
	損 損	344	
	費 費	7,746	
	費 費	4,788	
	費 費	10,985	
	費 費	90,779	
	費 費	26,845	
	金 金	3,353	
	費 費	7,472	
	額 額	10,657	
	額 額	3,400	
	額 額	750	
	用	1,212	
経常	利 益		38,752
特 固	定 資		10
特 固	定 資	430	
減 価	損 失	46	
価 格	損 失	3,873	
引 入	前 税		34,412
人 人	税 及		11,069
法 法	税 等		△ 9,975
法 法	税 等		1,093
当 当	純 純		33,319

(損益計算書の注記)

1. 子会社等との取引による収益の総額は 1,326 百万円、費用の総額は 8,687 百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 6,543 百万円、株式等 3,932 百万円、外国証券 3,444 百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 5,343 百万円、株式等 7,414 百万円、外国証券 2,302 百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、株式等 302 百万円、外国証券 42 百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 3 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 7 百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 753 百万円、売却益 0 百万円、償還損 1,671 百万円、評価益 2,581 百万円であります。
7. 金銭の信託運用益には、評価益が 0 百万円含まれております。
8. 金融派生商品費用には、評価損が 1,419 百万円含まれております。

2021年度 (2021年4月1日から) 基金等変動計算書
 (2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金						基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
					基金償却 準備金	社員配当 平衡 積立金	価格変動 積立金	不動産 圧縮 準備金	別途 準備金	当期 未処分 剰余金						剰余金 合計
当期末残高	12,000	116,000	112	3,271	2,400	20,000	41,000	207	767	59,102	126,748	254,860	458,287	4,185	462,473	717,333
当期変動額																
社員配当準備金の積立										△ 32,744	△ 32,744	△ 32,744				△ 32,744
損失填補準備金の積立				99						△ 99	△ 99	△ 99				△ 99
基金利息の支払										△ 102	△ 102	△ 102				△ 102
当期純剰余					2,400					33,319	33,319	33,319				33,319
基金償却準備金の積立										△ 2,400	△ 2,400	△ 2,400				△ 2,400
不動産圧縮準備金の取崩								△ 1		1	1	1				1
土地再評価差額金の取崩													22,572	△ 1	22,571	22,571
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)																
当期変動額合計	—	—	—	99	2,400	—	—	△ 1	—	△ 2,024	473	473	22,572	△ 1	22,571	23,045
当期末残高	12,000	116,000	112	3,370	4,800	20,000	41,000	206	767	57,078	127,222	255,334	480,860	4,184	485,044	740,379

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

富国生命保険相互会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 鶴田 慎之介
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安田 雄一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適

切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、きさらぎ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

富国生命保険相互会社	監査役会	
監査役（常勤）	中尾真司	㊟
監査役（常勤）	吉澤啓	㊟
監査役	根津嘉澄	㊟
監査役	高橋恭平	㊟
監査役	大谷邦夫	㊟

(注) 監査役根津嘉澄、高橋恭平及び大谷邦夫は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

報告事項Ⅲ. 相互会社制度運営報告の件

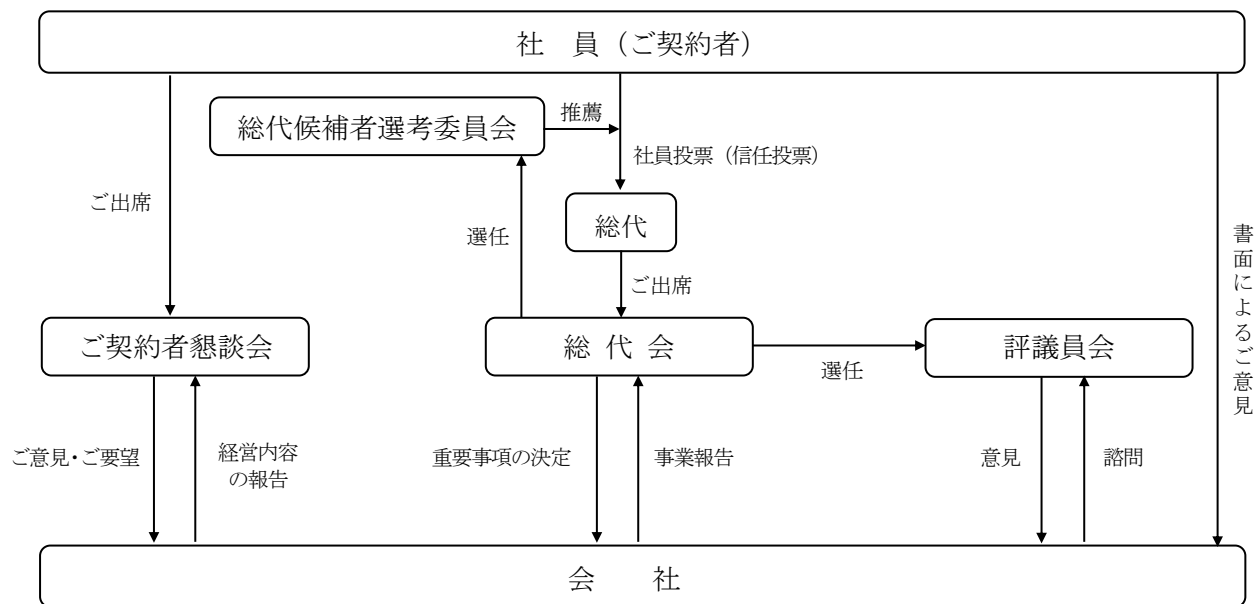
1. 総代会

当社は相互会社であり、ご契約者は原則として社員[※]となります。2022年3月末の社員数は169万3,060名です。

相互会社の最高意思決定機関は、社員総会またはこれに代わるべき総代会です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難なため、社員の中から選出された総代により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しています。

※ 剰余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。

相互会社の仕組み



2. 総代選出

(1) 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めています。当社の社員数は約169万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えています。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしています。

(2) 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考えています。

なお、第23期総代を選出する社員投票に向け、第100回定時総代会において総代候補者選考委員を選任していただき、その後複数回の総代候補者選考委員会を開催することにより、総代候補者を選考していく予定です。

○第22期総代改選時の総代候補者選考基準は次のとおりです。

総代候補者選考基準

(2018年11月13日第1回総代候補者選考委員会承認)

1. 総代候補者の資格基準

- 1) 2018年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
- 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海道	7名	(現員数 7名)
東北	11名	(現員数 9名)
関東	44名	(現員数 43名)
中部	20名	(現員数 19名)
近畿	15名	(現員数 16名)
中国	9名	(現員数 9名)
四国	4名	(現員数 4名)
九州	10名	(現員数 10名)

3. 評議員会の開催

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しています。

評議員会では、当社から諮問を受けた事項及び社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

2021年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な議論がなされました。

- (1) 第137回評議員会（2021年6月22日開催）
 - ・2020年度業績状況について
 - ・第99回定時総代会の報告事項と決議事項について
 - ・2020年度ご契約者懇談会について
 - ・2020年度資産運用の状況について
- (2) 第138回評議員会（2021年10月4日開催）
 - ・第99回定時総代会におけるご意見・ご質問について
 - ・デジタルを活用した新たな営業活動の実践に向けて
- (3) 第139回評議員会（2022年3月7日開催）
 - ・第100回定時総代会の日程について
 - ・女性活躍推進について
 - ・経済価値ベースのソルベンシー規制について

4. ご契約者懇談会の開催

当社は、ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容などをお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を1975年度から全国の支社で開催しています。

2021年度のご契約者懇談会は2022年1月から2月にかけて全国62支社すべてで開催し、総代89名を含む782名のご契約者にご出席いただきました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、各地域の感染状況に応じ、対面（5支社）、オンライン（23支社）、書面（34支社）で開催しました。

なお、ご契約者懇談会で寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、総代会や評議員会で報告するとともに、積極的に会社経営に反映するよう努めております。

決議事項

総代会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 2021年度剰余金処分手案承認の件

当期末処分剰余金 570 億 7,855 万 3,955 円及び不動産圧縮準備金取崩額 125 万 6,467 円の計 570 億 7,981 万 422 円のうち、333 億 2,170 万 7,042 円を当期の剰余金処分数額とし、残額の 237 億 5,810 万 3,380 円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

当期の処分につきましては、社員配当準備金に 307 億 2,670 万 7,042 円を繰り入れ、その他を損失填補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。

任意積立金のうち基金償却準備金 24 億円につきましては、基金の償却に充てるために積み立てるものであります。

2021年度（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）剰余金処分手案

（単位：円）

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	57,078,553,955
任 意 積 立 金 取 崩 額	1,256,467
不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額	1,256,467
計	57,079,810,422
剰 余 金 処 分 額	33,321,707,042
社 員 配 当 準 備 金	30,726,707,042
差 引 純 剰 余 金	2,595,000,000
損 失 填 補 準 備 金	93,000,000
基 金 利 息	102,000,000
任 意 積 立 金	2,400,000,000
基 金 償 却 準 備 金	2,400,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	23,758,103,380

（注）差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 2021年度末社員配当準備金634億1,131万9,077円と、2021年度剰余金から繰り入れました307億2,670万7,042円との合計額941億3,802万6,119円の中から普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。
2. 2022年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

① 5年ごと配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]と[特別配当]の合計額が負値の場合は、当該合計額を0円とします。

[普通配当]

a, b, c, d, eを合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

a. 利差益配当金

責任準備金に[表1]の配当率を乗じた金額

b. 死差益配当金

危険保険金に[表2]の(1)または(2)の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

c. 災害及び疾病関係配当金

入院日額に[表3]の(1)または(2)の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当率を引上げといたします。なお、過去1年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした医療保険契約に対する配当(健康配当)を含みます。

d. 就業不能保障に係る配当金

給付金額に[表4]の(1)の配当率を乗じた金額、または給付金月額に[表4]の(2)の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当を新設いたします。

e. 費差益配当金

保険金及び入院日額に[表5]の配当率を乗じた金額

[特別配当]

f. 毎年の健康特別配当金

契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に[表6]の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)]

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に[表7]の配当率を乗じた金額とします。

② 5年ごと利差配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]と[特別配当]の合計額が負値の場合は、当該合計額を0円とします。

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に[表1]の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

[特別配当]

- b. 5年ごと健康特別配当金
5年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表8の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
- c. 5年ごと医療特別配当金（健康配当）
過去5年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした配当であり、5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対し、入院日額に表9の配当率を乗じた金額とします。
- d. 5年ごと就業不能特別配当金
5年ごとの応当日を迎える契約に対して、給付金額に表10の配当率を乗じた金額とします。本配当案では、この配当を新設いたします。
- e. 毎年の健康特別配当金
契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表11の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
- f. 5年ごと高額加算特別配当金
5年ごとの応当日を迎える、保険金額が3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表12の配当率を乗じた金額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）]

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に表7の配当率を乗じた金額とします。

③ 利益配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]の額が負値の場合は0円とします。

[普通配当]

- a. 利差益配当金
責任準備金に表14の配当率を乗じた金額とします。
- b. 死差益配当金
危険保険金に表15の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
- c. 災害及び疾病関係配当金
特約保険金及び入院日額に表16の配当率を乗じた金額とします。
- d. 費差益配当金
保険金に表17の配当率を乗じた金額に表18の配当金を加えた額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。

上記の各配当金のほかに、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

(2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

① 団体定期保険契約

死差益に表19の被保険団体の人数及び加入率に応じた配当率を乗じた金額とします。

② 総合福祉団体定期保険契約

死差益に表19の被保険団体の人数及び支払率に応じた配当率を乗じた金額とします。

③ 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に表20の配当率を乗じた金額とします。

④ 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次のa, b, c, d, e, fの合計額とします。

- a. 死差益に表19の被保険団体の死亡・高度障害部分における人数に応じた配当率を乗じた金額
- b. 団体信用生命保険3大疾病保障特約の死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額
- c. 団体信用生命保険がん保障特約の死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額
- d. 団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約の死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額
- e. 団体信用生命保険身体障害保障特約の死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額
- f. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則の特則条項に定める3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約の死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額

ただし、a, b, c, d, e, fのいずれかで死差損が生じた場合には、死差益が生じた保険種類の死差益から、死差損が生じた保険種類の死差損を減じた額に、死差益が生じた保険種類の配当率を乗じた額とします。

⑤ 団体信用就業不能保障保険契約

死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額とします。

⑥ 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表20の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額

ただし、bについては個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

⑦ 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表20の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表19の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

(3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

- ① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約、
厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約
経過責任準備金に表20の配当率を乗じた金額とします。
- ② 新企業年金保険(H14)契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約
及び拠出型企業年金保険(H14)契約
次のa、bの合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は0円とします。
 - a. 経過責任準備金に表20の配当率を乗じた金額
 - b. 遺族年金特約の死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額
- ③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約
次のa、bの合計額とします。
 - a. 経過責任準備金に表20の配当率を乗じた金額
 - b. 死差益に表19の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額
- ④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約
0円とします。

本配当案では、確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約及び新企業年金保険(H14)契約の利差益配当率を引下げといたします。

(4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表20の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

(5) その他の保険契約

[医療保障保険(団体型)契約及び団体就業不能保障保険契約]

死差益に表19の被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

[新団体医療保険契約]

死差益に表19の「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定の有無及び被保険団体の人数に応じた配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

表1 利差益配当率

[平準払契約]

対象契約	配当率
予定利率1.00%未満 (注1)	1.15%と予定利率との差
予定利率1.00%以上1.50%未満	1.65%と予定利率との差
予定利率1.50%以上2.00%未満 (注1)	1.90%と予定利率との差
予定利率2.00%以上	1.70%と予定利率との差
養老保険及び個人年金保険(予定利率1.65%)	0.05%
養老保険及び個人年金保険(1.15%以下)	0.00%

(注1) 5年ごと配当付保険契約において、予定利率1.65%以下の学資保険及び予定利率1.65%の収入保障特約<通減型>の配当率は0.00%

[一時払契約]

対象契約	配当率
予定利率1.00%以下	0.00%
予定利率1.00%超 2.00%未満	1.40%と予定利率との差
予定利率2.00%以上 (注2)	1.60%と予定利率との差

(注2) 予定利率2.90%の一時払契約の配当率は△1.20%

表2 死差益配当率<例示>

特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<通減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合 (引上げ)

(1) 契約日が2018年4月1日以前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	10円	10円	10円	30円	60円	170円
女	0円	0円	10円	20円	30円	70円

(2) 契約日が2018年4月2日以降の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	10円	10円	20円	40円	100円	230円
女	0円	10円	10円	30円	50円	110円

表3 災害及び疾病関係配当率<例示> (災害及び疾病部分の配当率の合計)

医療保険(09)及び終身医療保険(09)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	201円	225円	308円	538円	1,129円	2,199円
女	229円	368円	300円	396円	728円	1,487円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	136円	152円	208円	364円	763円	1,486円
女	155円	248円	203円	268円	492円	1,005円

医療保険(16)[入院見舞給付特則あり]の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約 (引上げ)
(入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	63円	69円	95円	170円	368円	694円
女	66円	125円	100円	129円	231円	451円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

医療保険(16)[入院見舞給付特則なし]及び終身医療保険(16)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	37円	41円	60円	111円	249円	482円
女	35円	69円	59円	82円	154円	316円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	3円	3円	5円	9円	19円	37円
女	3円	5円	5円	6円	12円	24円

上記の過去1年間に入院給付金の支払いがない契約に対する配当率には、健康配当を含みます。

表4 就業不能保障に係る配当率<例示>

(新設)

(1) 契約日が2020年4月1日以前の契約 (給付金額10万円につき)

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	12円	19円	24円	26円	27円
女	17円	24円	25円	25円	25円

(2) 契約日が2020年4月2日以降の契約 (給付金月額1万円につき)

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	15.9円	23.2円	33.8円	60.7円	131.7円
女	14.1円	19.0円	26.7円	49.8円	100.9円

表5 費差益配当率

(保険金100万円につき)

2009年4月2日以降の契約	保険種類	配当率
	特約組立型総合保険、 医療保険、終身医療保険、 介護保障定期保険、学資保険、 一時払終身保険（告知不要型）	0円

医療保険及び終身医療保険については入院日額1,000円に対する率。

表6 毎年の健康特別配当率<例示>

契約日が2018年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逡減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	220円	170円	300円	920円	1,940円	7,000円
女	50円	120円	100円	210円	370円	2,050円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

表7 満期契約に対する長期継続特別配当率（医療保障部分）

契約年度	配当率
2012年度	20%
）	）
1998年度	118%
1997年度	125%

上記は医療保障部分の年換算保険料に対する配当率であり、2012年度の20%から契約年度が1年遡るごとに7%上乗せする。なお、1996年度以前または2013年度以降の契約の配当率は0%とし、終身型の医療保険及び保険料払込免除後契約は対象外とする。

表8 5年ごと健康特別配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降の養老保険、終身保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	76.95円	77.90円	141.55円	355.30円	806.55円	2,141.30円
女	27.55円	46.55円	91.20円	206.15円	361.95円	889.20円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
女	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	49.50円	36.00円	67.50円	166.05円	449.55円	1,102.05円
女	13.95円	19.80円	45.00円	101.25円	204.75円	524.70円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
女	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円

表9 5年ごと医療特別配当率（健康配当）＜例示＞

契約日が2007年4月2日以降の新医療保険（120日型）及び
終身医療保険（120日型）の場合

（入院日額1,000円につき）

性別	疾病部分の配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	61.51円	83.03円	128.11円	235.72円	494.29円	970.12円
女	88.13円	165.04円	122.40円	180.64円	323.24円	623.83円

災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は54.77円、
女性は37.54円。

表10 5年ごと就業不能特別配当率＜例示＞

（新設）

（給付金額10万円につき）

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	12円	19円	24円	26円	27円
女	17円	24円	25円	25円	25円

表11 毎年の健康特別配当率＜例示＞

契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の終身保険、新医療保険、
収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

（危険保険金100万円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	140円	90円	150円	560円	1,130円	4,850円
女	20円	70円	0円	0円	0円	1,160円

(2) 更新後の契約

（危険保険金100万円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	480円	110円	290円	820円	3,290円	8,590円
女	50円	70円	100円	240円	910円	4,220円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	290円	0円	70円	130円	1,830円	3,020円
女	20円	0円	70円	160円	880円	2,790円

表12 5年ごと高額加算特別配当率 (保険金100万円につき)

契約日	配当率
1999年4月1日以前	100円
1999年4月2日以降	0円

表13 満期契約に対する長期継続特別配当率 (死亡保障部分)

契約年度	配当率
2012年度	10%
∫	∫
2007年度	35%
2006年度	45%
∫	∫
1997年度	135%
1996年度	145%

上記は、定期保険、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、逡減定期保険特約及び教育資金保障特約の年換算保険料に対する配当率であり、2012年度の10%から契約年度が1年遡るごとに、2007年度まで5%、それ以降は1996年度まで10%上乘せする。なお、1995年度以前または2013年度以降の配当率は0%とする。

表14 利差益配当率

対象契約	配当率
予定利率1.00%未満 (注1)	1.15%と予定利率との差
予定利率1.00%以上1.50%未満 (注1)	1.65%と予定利率との差
予定利率1.50%以上2.00%未満 (注2)	1.90%と予定利率との差
予定利率2.00%以上3.00%以下	1.70%と予定利率との差
予定利率3.00%超 4.00%以下	1.50%と予定利率との差
予定利率4.00%超	1.40%と予定利率との差
災害死亡給付金付個人年金保険 (積立型) (注3)	1.55%と予定利率との差
一時払退職後終身保険及び年金支払特約	
予定利率1.50%未満	0.00%
予定利率1.50%以上2.00%未満	1.80%と予定利率との差
予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差
予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差
予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差
災害死亡給付金付個人年金保険 (一時払型) (注4)	1.40%と予定利率との差
養老保険 (注5)	(保険期間10年未満の場合)
(予定利率2.25%以下の一時払契約)	0.70%と予定利率との差
個人年金保険	(保険期間10年以上の場合)
(予定利率2.00%未満の一時払契約)	1.10%と予定利率との差

(注1) 予定利率1.00%以下の年金支払移行特約の配当率は0.00%

(注2) 予定利率1.50%の年金支払移行特約の配当率は0.35%

(注3) 災害死亡給付金付個人年金保険 (積立型) のうち2015年4月1日以降の契約 (予定利率1.15%及び1.35%) 及び2017年4月2日以降の契約 (予定利率0.65%) の配当率は0.00%

(注4) 災害死亡給付金付個人年金保険 (一時払型) のうち2012年4月2日以降の契約 (予定利率0.90%及び1.20%) の配当率は0.00%

(注5) 養老保険 (予定利率2.25%以下の一時払契約) のうち2012年4月2日以降の契約 (予定利率0.65%及び0.95%) の配当率は0.00%

表15 死差益配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降の転換契約を除く定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目未満]

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	240円	190円	310円	850円	1,840円	6,810円
女	60円	130円	110円	210円	370円	1,930円

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が1996年4月2日以降 2007年4月1日以前の転換契約を除く終身保険、医療保険、定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目以上]

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	500円	160円	380円	940円	3,320円	8,660円
女	80円	90円	170円	360円	1,060円	3,780円

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	300円	120円	90円	0円	1,170円	3,130円
女	30円	40円	100円	260円	900円	2,880円

表16 災害及び疾病関係配当率<例示>

(入院日額1,000円につき)

保険種類	配当率
災害関係特約	50～1,650円
災害入院特約	10～330円
疾病入院特約	30～530円
成人病特約 (1987年4月2日以降の契約)	50円

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。

表17 費差益配当率<例示>

(保険金100万円につき)

保険種類		配当率
1999年4月2日以降の契約	養老保険、終身保険	250円
	個人年金保険	125円
	定期保険、定期保険特約	100円

表18 費差益配当の高額加算配当率<例示>

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険の場合
(保険金100万円につき)

配当回数	保険契約ごとの合計保険金額	配当率
4回目から9回目	2,000万円超 3,000万円以下の部分	50円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	150円
	5,000万円超の部分	300円
10回目以上	2,000万円超 3,000万円以下の部分	300円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	450円
	5,000万円超の部分	600円

契約日から5年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

表19 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

保険種類		配当率	
団体保険	団体定期保険	6%～97%	
	総合福祉団体定期保険	14.0%～98.7%	
	団体信用生命保険	10%～97%	
	団体信用生命保険3大疾病保障特約	7%～85%	
	団体信用生命保険がん保障特約	7%～85%	
	団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約	10%～97%	
	団体信用生命保険身体障害保障特約	10%～97%	
	団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	7%～85%	
	消費者信用団体生命保険	10%～97%	
	団体信用就業不能保障保険	16%～52%	
	団体終身保険	25%～95%	
	心身障害者扶養者生命保険	95%	
団体年金保険	遺族年金特約	50%～95%	
	団体生存保険、新団体生存保険	95%	
その他の保険	医療保障保険（団体型）	25%～70%	
	新団体医療保険	「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定がある場合 〔健康経営配当として上乘せ〕 する配当率は3%～8%	33%～73%
		「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定がない場合	25%～70%
	団体就業不能保障保険	10%～30%	

表20 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率

保険種類		配当率
団体保険	予定利率1.50%未満	0.00%
	予定利率1.50%以上2.00%未満	1.80%と予定利率との差
	予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差
	予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差
	予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差
団体年金保険	確定給付企業年金保険 新企業年金保険（H14） 厚生年金基金保険（H14）	1.60%と予定利率との差
	新企業年金保険、企業年金保険 厚生年金基金保険、国民年金基金保険 団体生存保険、新団体生存保険	1.20%と予定利率との差
	拠出型企業年金保険（H14）	1.50%と予定利率との差
	財形保険 財形年金保険	1.50%と予定利率との差

第3号議案 総代候補者選考委員11名選任の件

現在就任中の第22期総代は、2024年9月7日をもって任期満了となります。
 次期総代候補者の選考にあたり、定款第22条により総代候補者選考委員11名の選任をお願いするものであります。
 当社の総代候補者選考委員の選考基準は、総代候補者選考委員たるにふさわしい人格と識見を有すること、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をもつこと、公平・公正な観点から選考を行えること、総代候補者選考委員会に出席可能なこと、当社の総代または役員もしくは従業員ではないことであり、当該選考基準にもとづく総代候補者選考委員の候補者は次のとおりであります。

＜総代候補者選考委員候補者＞ (敬称略・五十音順)

氏名 (生年月日)	主たる職業 及び 候補者とした理由	区分
うちやま とし ひろ 内山 俊弘 (昭和33年11月28日)	日本精工株式会社 取締役会長	新任
	ベアリングの分野で国内最大手である日本精工株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、経営面において高度な識見をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
おおいし ひで お 大石 英生 (昭和37年3月25日)	株式会社 J E R A 監査役	新任
	監査役として経営者から独立した立場で職務を担われており、金融業界にも携わってこられた経験から生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
おか のぶ ひろ 岡 伸浩 (昭和38年4月5日)	弁護士	重任
	弁護士、大学教授として、コーポレートガバナンスをはじめ会社法を中心とする企業関連法を主な取扱分野とされており、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
きの あや こ 木野 綾子 (昭和46年9月6日)	弁護士	新任
	裁判官の経歴を有し、弁護士登録後は幅広い業界の労働紛争の解決・予防法務に携わっており、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
こまき あや 小巻 亜矢 (昭和34年8月16日)	株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長	新任
	株式会社サンリオエンターテイメント社長や子宮頸がん予防啓発活動「ハロースマイル (HelloSmile)」委員長などを務められており、経営面において高度な識見をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
しらかわ かな 白川 香名 (昭和41年7月2日)	株式会社大和証券グループ本社 常務執行役	新任
	株式会社大和証券グループ本社常務執行役を務められ、金融業界に対する高度な識見をお持ちであり、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	

氏名 (生年月日)	主たる職業 及び 候補者とした理由	区分
す どう ひろし 須藤 浩 (昭和40年2月17日)	信金中央金庫 専務理事	新任
	非営利・相互扶助を基本理念とし、相互会社である当社と親和性のある信金中央金庫の専務理事であり、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
たか はし ひろし 高橋 洋 (昭和29年9月3日)	株式会社日本経済研究所 代表取締役社長	重任
	日本政策投資銀行取締役常務執行役員やソラシドエア代表取締役社長等を務められた経歴を有しており、幅広い経験や金融に関する高度な識見をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
ちぢまつ あいこ 千々松 愛子 (昭和45年7月29日)	鎌倉女子大学 准教授	新任
	保険法、保険教育を研究分野とされ、また日本保険学会会員であり、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
つち や まさ ゆき 土屋 雅之 (昭和26年8月26日)	税理士	重任
	国税庁に勤務されていた経歴を有しており、またその後も東京税理士協同組合の常務理事を務められるなど、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	
とよ おか きよ ゆき 豊岡 清行 (昭和26年9月8日)	税理士	重任
	東京国税不服審判所の審判官として勤務されていた経歴を有しており、またその後も税務署長を務められるなど、公平・公正な観点から選考を行える方であること。	

(注) 主たる職業は2022年5月1日現在のものです。

第4号議案 取締役11名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、現任取締役全員(11名)が任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p style="text-align: center;">よね やま よし てる 米 山 好 映 (1950年 6月23日)</p>	<p>1974年 4月 当社入社 1998年 4月 総合企画室長 2002年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 2005年 7月 常務取締役 2009年 4月 取締役常務執行役員 2010年 7月 代表取締役社長社長執行役員 2011年 3月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長委嘱 (現任)</p> <p>(当社における担当) 人材開発本部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 米山好映氏は2002年に取締役に就任し、2010年からは代表取締役社長として、当社の経営方針である「お客さま基点での人材育成」、「営業職員体制の強化」、「お客さま純増の実現」、「業務運営の効率化」に取り組んでおります。同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">さくら い ゆう き 櫻 井 祐 記 (1952年 9月11日)</p>	<p>1976年 4月 当社入社 2001年 4月 有価証券部部長 2003年 4月 財務企画部長 2007年 7月 取締役 財務企画部長委嘱 2009年 4月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 2009年 6月 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 (2014年3月まで) 2014年 4月 当社常務執行役員 2014年 7月 取締役常務執行役員 2016年 4月 取締役常務執行役員 中期経営計画副担当委嘱 2019年 4月 取締役専務執行役員 中期経営計画担当委嘱 2022年 4月 取締役副社長執行役員 中期経営計画担当委嘱 (現任)</p> <p>(当社における担当) 市場開発部、しんきん部、総合営業推進部、年金コンサルティング部 (重要な兼職) 株式会社オリエントコーポレーション 監査役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 櫻井祐記氏は、これまで財務企画部門の長、富国生命投資顧問株式会社の代表取締役社長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p style="text-align: center;">はやし とし かつ 林 俊 勝 (1958年11月 5日)</p>	<p>1981年 4月 当社入社 2004年 7月 融資部長 2009年 4月 経理部長 2012年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 2012年 7月 取締役執行役員 総合企画室長委嘱 2014年 4月 取締役執行役員 2016年 4月 取締役常務執行役員 2019年 4月 取締役専務執行役員 (現任)</p> <p>(当社における担当) 秘書室、総務部、人事部、経理部、関連事業部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 林俊勝氏は、これまで融資部門、経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">わた べ たけ ひこ 渡 部 毅 彦 (1962年 4月29日)</p>	<p>1986年 4月 当社入社 2009年 6月 財務企画部長 2016年 4月 執行役員 財務企画部長委嘱 2016年 7月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 2019年 4月 取締役執行役員 2020年 4月 取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>(当社における担当) 有価証券部、財務投資部、特別勘定運用室、財務企画部、不動産部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 渡部毅彦氏は、これまで財務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">きた むら やす ゆき 北 村 康 幸 (1958年 4月16日)</p>	<p>1981年 4月 当社入社 2005年 1月 営業企画部長 2007年 4月 総合企画室長 (部長待遇) 2010年 4月 東京支社長 2012年 4月 執行役員 営業企画部長委嘱 2016年 4月 執行役員 2016年 7月 取締役執行役員 2020年 4月 取締役執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2021年 4月 取締役常務執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 (現任)</p> <p>(当社における担当) 千葉ニュータウン管理室、法人サービス部、お客さまサービス部、契約医務部、保険金部、契約管理部、契約サービス部、事務企画部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 北村康幸氏は、これまで支社長、営業企画部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p>【社外取締役候補者】</p> <p>柳 正 憲 <small>やなぎ まさ のり</small> (1950年10月 6日)</p>	<p>1974年 4月 日本開発銀行入行 2006年 10月 日本政策投資銀行 理事 2008年 10月 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員 2011年 6月 同行代表取締役副社長 2015年 6月 同行代表取締役社長 (2018年6月まで) 2018年 8月 一般財団法人日本経済研究所 理事長 (現任) 2018年 8月 当社顧問 (2019年6月まで) 2019年 6月 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2019年 7月 当社取締役 (現任) 2020年 6月 東武鉄道株式会社 取締役 (現任) 2021年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職) 一般財団法人日本経済研究所 理事長 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役 東武鉄道株式会社 取締役 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役</p>
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>柳正憲氏は社外取締役候補者です。 同氏は、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、現在は一般財団法人日本経済研究所の理事長に就任されております。2019年に当社の社外取締役に就任以降、企業経営及び金融・経済面に関する豊富な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。 独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p>	
<p>【社外取締役候補者】</p> <p>佐 藤 広 <small>さとう ひろし</small> (1950年10月22日)</p>	<p>1975年 4月 東京都入都 2004年 7月 同 人事委員会事務局長 2006年 7月 同 産業労働局長 2009年 6月 同 副知事 (2012年6月まで) 2012年 9月 東京信用保証協会理事長 (2014年9月まで) 2014年 3月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 常務理事 2014年 9月 同 副事務総長 (現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤広氏は社外取締役候補者です。 同氏は、長年にわたる東京都政の経歴の中で、副知事をはじめ要職を歴任し、その後、東京信用保証協会理事長に就任する等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。その専門的な経験と見識に基づき、独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p>	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p style="text-align: center;">くろ た けい いち 黒 田 啓 一 (1959年 3月 3日)</p>	<p>1982年 4月 当社入社 2004年 1月 徳島支社長 2006年 1月 人事部長 2011年 4月 契約管理部長 2012年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 2014年 4月 事務企画部長 2017年 4月 執行役員 事務企画部長委嘱 2018年 4月 執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2018年 7月 取締役執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2020年 4月 取締役執行役員 (現任)</p> <p>(当社における担当) コンプライアンス統括部、支払監査室、監査部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 黒田啓一氏は、これまで支社長、人事部門、契約管理部門、事務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">とり い なお ゆき 鳥 居 直 之 (1956年12月 9日)</p>	<p>1981年 4月 当社入社 2007年 9月 株式部長 2010年 4月 保険金部長 2014年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 2019年 4月 執行役員 中期経営計画副担当委嘱 2019年 7月 取締役執行役員 中期経営計画副担当委嘱 (現任)</p> <p>(当社における担当) 総合企画室、財務審査室、有価証券管理室</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 鳥居直之氏は、これまで株式部門、保険金部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">すな もと なお き 砂 本 直 樹 (1965年 2月12日)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2011年 4月 主計部長 2017年 4月 保険計理人兼リスク管理統括部長 2018年 4月 執行役員 保険計理人兼リスク管理統括部長委嘱 2020年 3月 執行役員 リスク管理統括部長委嘱 2020年 7月 取締役執行役員 リスク管理統括部長委嘱 (現任)</p> <p>(当社における担当) リスク管理統括部、主計部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 砂本直樹氏は、これまで主計部門、リスク管理統括部門の長及び保険計理人を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p style="text-align: center;">こん どう たけし 近 藤 健 (1964年 7月27日)</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2009年 2月 池袋支社長 2011年 3月 人材開発本部部長 2014年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 2017年 4月 執行役員 人事部長委嘱 2021年 4月 執行役員 業務部長委嘱 (現任)</p> <p>(当社における担当) 営業企画部、業務部、営業管理部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 近藤健氏は、これまで支社長、人事部門、個人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

- (注) 1. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職については、2022年5月1日現在のものです。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
4. 取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める取締役選任基準を踏まえて行っております。

〔取締役選任基準〕

以下の①から⑥の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
 - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持ち、当社経営の監視ができること。
 - ・財務、会計、税務、法務、IT、または企業経営に関する優れた専門知識を持つこと。
 - ・中長期的な視点から経営に対する助言ができること。
 - ・当社のビジネスモデルに対する助言ができること。
- ⑤取締役会に出席し、上記④に基づく自らの意見を活発に言い、取締役会審議の充実を行うことができること。
- ⑥取締役の相互牽制を行えること。

5. 社外取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の独立性基準を踏まえて行っております。

〔社外取締役の独立性基準〕

以下のいずれにも該当しないこと

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- C. 当社から役員報酬以外に年額1,000万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）
- D. 選任時から1年前までに当社関連会社の業務執行者
 - ※主要な取引先とは以下の状況をいう。
 - ・保険取引において、年間の保険料全体の5%以上を占める。
 - ・年間の取引額が事業費の5%以上を占める。
 - ・融資額が融資額全体の5%以上を占める。

6. 当社の社外取締役就任からの年数（本総代会終結の時まで）
取締役候補者柳正憲氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって3年間であります。
7. 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役候補者柳正憲氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であり、取締役候補者佐藤広氏の選任が承認された場合は、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険業法第53条の38が準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では、社員代表訴訟、第三者訴訟等により被保険者が被る損害賠償請求損害及び争訟費用等を負担することにより被る損害等が填補されることとなります。また、全ての被保険者について保険料は当社が全額を負担しておりますが、職務執行の適正性を保つため、一定額以下の損害を免責とする契約としております。なお、取締役は当該契約の被保険者となっており、佐藤広氏及び近藤健氏の選任が承認された場合、両氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時における更新を予定しております。

第5号議案 監査役1名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、監査役吉澤啓氏が任期途中で辞任により退任することに伴い、その後任として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職
しげ まつ ひで あき 重 松 秀 明 (1963年11月23日)	1986年 4月 当社入社 2009年 10月 総合企画室部長 2012年 4月 経理部長 2019年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 2022年 4月 執行役員 (現任)
【監査役候補者とした理由】 重松秀明氏は、これまで経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、また、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できるものと期待できることから、当社の監査役として適任であると判断いたしました。	

- (注) 1. 略歴、地位及び重要な兼職については、2022年5月1日現在のものであります。
2. 重松秀明氏は、任期満了前に退任する監査役吉澤啓氏の補欠として選任されるため、その任期は当社定款第29条第4項の定めに従い、前任者の残任期間となります。
3. 重松秀明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
5. 監査役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める監査役選任基準を踏まえて行っております。

〔監査役選任基準〕

以下の①～⑥の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
 - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持つこと。
- ⑤監査役として必要とされる財務、会計、および法務に関する知識を持つこと。
- ⑥中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

6. 当社は、保険業法第53条の38が準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では、社員代表訴訟、第三者訴訟等により被保険者が被る損害賠償請求損害及び争訟費用等を負担することにより被る損害等が填補されることとなります。また、全ての被保険者について保険料は当社が全額を負担しておりますが、職務執行の適正性を保つため、一定額以下の損害を免責とする契約としております。
- なお、監査役は当該契約の被保険者となっており、重松秀明氏の選任が承認された場合、同氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時における更新を予定しております。

〈参考：取締役・監査役（予定）のスキルについて〉

当社の取締役会は、重要な経営に関する方針を決定するとともに、取締役の職務執行を監督することを役割としております。取締役会がその役割を適切に果たすためには、当社の事業内容、事業特性等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要と考えております。

また、監査役についても、取締役の職務の執行を適切に監査するためには、取締役会と同様のスキルを備える形で監査役会が構成されることが望ましいと考えております。

下表のとおり、取締役会・監査役会は全体として必要なスキルが備わっているものと考えております。

なお、役職は本定時総代会にて取締役・監査役の選任が承認された場合の役職を記載しております。

氏名	役職	企業経営	金融経済・ 資産運用	財務・ 会計・税務	法務・コン プライア ンス	I T	人材開発・ 人事	営業・マー ケティング	数理・リス ク管理
米山 好映	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○			○		
櫻井 祐記	取締役 副社長執行役員	○	○	○	○			○	○
林 俊勝	取締役 専務執行役員	○	○	○			○		○
渡部 毅彦	取締役 常務執行役員	○	○	○					
北村 康幸	取締役 常務執行役員	○			○	○		○	
柳 正憲	社外取締役	○	○	○			○	○	
佐藤 広	社外取締役	○	○		○		○		
黒田 啓一	取締役執行役員	○			○	○	○	○	
鳥居 直之	取締役執行役員	○	○	○					○
砂本 直樹	取締役執行役員	○	○	○					○
近藤 健	取締役執行役員	○					○	○	
根津 嘉澄	社外監査役	○		○	○		○		
高橋 恭平	社外監査役	○		○			○		
大谷 邦夫	社外監査役	○		○			○		
中尾 真司	監査役	○		○				○	
重松 秀明	監査役	○		○					○

※上記は当社取締役・監査役が有する専門性・経験のすべてを記載したものではありません。また、社外取締役・監査役については、当社が特に期待しているスキルを示しております。